

第10節 市議会における取組

市議会においても、マスクの着用や換気、会議等の運用の変更といった感染対策を行いました。

また、議会機能を維持するため、議員や事務局職員が感染症に感染した場合又はその恐れがある場合取るべき対応、及び議会内での感染症の蔓延を防止するための日頃からの対策を明確にするため、「芦屋市議会機能継続計画(議会BCP)～感染症対策編～」を令和3年5月11日に策定しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況の変化に応じて、同計画の見直しも行いました。

1 新型コロナウイルス感染症への対応の振り返り

【事業等の停止】【事業内容等の変更】【対人距離の確保】

- 本会議の会議時間短縮のため、総括質問の発言時間を60分から50分に、一般質問は1人40分から15分又は30分とする取組を実施しました。
- 委員会において、委員間の間隔を広くするために、1人が1つの机を使用する配席へと変更する取組を実施しました。



＊ 委員会における配席の状況

- 出席者が多数見込まれる予算・決算委員会での議案等の審査は、一部の費目については質疑を分割するなど、大会議室への入室人数を制限しました。
- 会議の傍聴については、来庁による傍聴の自粛及びインターネット中継による視聴をお願いしたほか、傍聴席を1席間隔で座る運用としました。



＊ 傍聴席の間隔の確保の状況

- 市民との意見交換の場でもある「議会報告会」は感染拡大防止のため、令和2年度・3年度は中止せざるを得ませんでした。改めて開催方法を検討し、令和4年5月21日にオンラ

インで開催しました。

オンラインによる開催は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う対応でしたが、一方では、そのことによる新たな年代層の参加もみられ、有意義なものとなりました。

- 感染拡大防止のため、各常任委員会等が現地に赴く行政視察は令和2年度・3年度において実施せず、オンラインによる行政視察を令和2年度に実施しました。

【個人防護具の着用等】

- 会議におけるマスクの着用に取り組みました。
- 事務局窓口に感染対策用のパーテーションを設置しました。

【換気・空気清浄】【手洗い・手指消毒】

- 下記のような取り組みを行い、換気による感染対策に取り組みました。
 - ・ 本会議での各議員の一般質問終了後に暫時休憩して、議場の扉を開放しました。
 - ・ 委員会においても1時間に1回程度休憩を取り、窓や扉の開放を行いました。
- 傍聴受付等に手指用アルコール消毒液を設置しました。

【対応に要する資源・組織体制の確保】【対応に関する方針等の作成・運用】

- 議会BCPにおいて、議会内での感染防止策、感染者が発生した場合の対応、継続した議会運営の在り方等について、常に検証と見直しを図りました。
- 新型コロナウイルス感染症が流行する中、令和3年3月26日に、「事務局職員に感染者が発生し職員不在の中、本会議及び委員会の運営を議員のみで開催する」という事態を想定し、議会機能継続訓練を実施しました。

2 今後の新たな感染症の流行への備え

【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 今後も、令和3年5月に策定した「芦屋市議会機能継続計画(議会BCP)～感染症対策編～」の実効性を確保するため、定期的な訓練や見直しを行っていきます。



第11節 学校等の臨時休業や感染対策等

新型コロナウイルス感染症の流行により、学校園や保育所等においても、休業や登園自粛要請等を実施することとなりました。本市では、休業や登園自粛要請等の期間における学習支援や、児童・保護者とのコミュニケーション等に取り組み、その影響の低減を図りました。

また、利用を再開した後も、集団生活の場である学校園や保育所等における感染対策には、様々な工夫が必要となりました。

1 新型コロナウイルス感染症への対応の振り返り

(1) 市立幼稚園・小中学校における対応

<「中間まとめ」の内容>

【事業等の停止】【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

- 学校園においては文部科学省並びに兵庫県教育委員会が示した「新型コロナウイルス感染症対策」による学校の臨時休業要請を受け、市立小中学校においては令和2年3月3日から(市立幼稚園においては3月13日から)春休みに入るまで臨時休業とし、その後、緊急事態宣言の発令を受けさらに延長し、最終的には5月31日までの期間を臨時休業とした。この間、日々刻々と変わる感染状況の中で、保護者への情報提供の時期や手法、また、県及び近隣各市の取組との均衡など、本市の判断に苦慮する局面が幾度となくあった。
- 休業期間中は幼稚園、小学校において、家庭で一人で過ごすことが困難な幼児・児童に対して、特例登園・特例登校を実施し、中学校においては特別な支援を要する生徒を対象に、中学校での受け入れ体制を整えた。また、休業中のすべての幼児・児童を対象に園庭・校庭開放を実施し、子どもたちが戸外で過ごす居場所づくりに努めた。特に幼稚園においては在園児以外の親子にも利用いただき、地域での居場所づくりの一助となったのではないかと考えている。
- 学校園の教職員は、休業期間中に各家庭への電話連絡を行い幼児・児童・生徒の状況把握に努めるとともに、教職員による全家庭へのポスティングを行い、年齢・学年に応じた教材や健康カード等を配布し、幼稚園においては園だよりやぬり絵、折り紙等を配布し、幼児はもとより保護者からも「楽しく家庭で過ごすことができた。」等の感謝の言葉が寄せられた。
- また、保育所、こども園を所管する子育て推進課と連携のうえ、往復はがきにより幼稚園からのメッセージを送付し、子どもたちからは、自宅での様子を文字や絵で表現したものを返信してもらう取組を行い、休業期間中の子どもや家庭との繋がりを保つ一定の効果があったと考えている。
- 休業期間が当初の想定より長引く状況になったことから、教育長メッセージや学校園長メッセージ動画の配信を行い、休業中の子どもたちや保護者を激励するとともに、学校園の教職員による学習動画や読み聞かせ動画の配信の取組を始め、家庭にインターネット環境がない児童・生徒に対しては、打出教育文化センターと連携し、パソコン及びルーターを貸与

することで学習支援を行った。

- 国の緊急事態宣言解除後には、5月20日から5月31日までの期間に2回、登校園可能日を設定し、分散(少人数)登校園を実施した。さらに学校を再開した6月1日から6月26日までの期間については、3段階に分けた分散登校園を行い、幼児・児童・生徒の様子を見ながら、段階を追って学校園生活のリズムを取り戻せるよう配慮し、特に新1年生や新入園児に対しては、生活の仕方を丁寧に指導し、安心して学校園生活が過ごせるように努めた。
- 子どもたちは徐々に元の生活に戻ったことにより、安心して新しい学校園生活を送ることができ、6月29日からは本来の授業・保育に移行することができた。
- 予定していた様々な行事については、その実施の可否や実施方法について教育委員会と学校園とで、より良い学校園生活の在り方を現在も引き続き協議しながら進めている。

【事業内容等の変更】【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 新型コロナウイルスの感染の収束が見通せない中で、今後、子どもたちの安全を最優先に確保しながら学校園を運営するには、可能な限り「新しい生活様式」を意識した授業、行事について工夫・改善に取り組む必要がある。日々の学校園運営の中で「3密」を避け、マスクの着用、手洗い、消毒、換気等を徹底するとともに、更なる感染拡大による再度の臨時休業を実施しなければならない事態も想定し、小中学校においては、オンライン学習等の実施のための環境整備及び現の環境下におけるタブレット等のICTの新たな活用方法を検討し、取り組みを進めているところである。

また、すでに配置済みの学校も含め、全ての小中学校にスクール・サポート・スタッフを新たに配置することにより、長い休業期間による授業時数の不足分を確保する教職員の業務軽減を図ることも重要である。

【対応に関する方針等の作成・運用】

- 学校園の再開に向けては、教育委員会において「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」を作成し、全学校園に配布することで対策を徹底した。このマニュアルは感染拡大状況に応じて、随時、最新情報に改訂している。

【事業等の停止】【事業内容等の変更】【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

- 「中間まとめ」のとおり、臨時休業の期間における子どもたちの居場所づくり等に取り組むため、次のような取組を行いました。

- ・ 全ての幼児・児童を対象とした園庭・校庭開放
- ・ 学校園から各家庭への電話連絡
- ・ 校長や教員による子どもたちへのメッセージ動画送信
- ・ 学校探検や縄跳びチャレンジ、音楽のリコーダーの指使い練習等の動画作成
- ・ 臨時休業中の学習課題やドリル教材を児童宅の玄関に学年団で手分けして配布する取組や、郵送で配送する取組の実施(教材は、各教科の内容を精査し、自主学習が可能な小単元等を休業期間中に学習できるよう作成)
- ・ 幼稚園においては、各園のホームページに、園からの動画メッセージや家庭で遊べる

活動内容を掲載するとともに、家庭で親子の時間が楽しめるように、ぬりえや迷路、工作や親子クッキング等を載せた遊びシートを、各家庭に配布

- ・ 緊急事態宣言解除後における登校園可能日の設定
- 学校再開後、再休業の場合を想定し、オンラインでの対応ができるように各クラスで実際につなげることができるかの検証、及び個に応じた学習保障等については、ICT 活用を1つの選択肢として利用できるように使用方法の説明等を行いました。また、夏季休業中等には Web 会議システムを使って家庭と学校との接続テストを行いました。
- 登校できない児童生徒に対して子どもたちの実情に応じて Web 会議システムを活用して授業動画を配信しました。

【感染の早期発見と接触の回避・低減】【感染症に関する情報の発信】

学校園の再開後における感染の早期発見及び拡大防止を図るための取組として、次のような取組を実施しました。

- 国や県の補助制度も活用しながら、非接触型赤外線体温計を整備し、児童の体調不良時の早期対応を図りました。
- GIGAスクール構想の「1人1台端末」整備を令和2年度に完了させ、学級閉鎖時などには、健康観察や課題学習などオンラインの活用をすすめました。
- 学級閉鎖については、芦屋健康福祉事務所と連携し、各学校園と連絡を取り合いながら実施して、感染拡大の状況に応じた適切な学校園の運営ができるように努めました。また、個人情報の保護を行いながら、学級閉鎖の状況を市のホームページに掲載し、学校園における感染状況を広く周知しました。

【事業内容等の変更】

- 学校再開後における学校行事の実施については、児童生徒の健康と安全を第一に考え、実施可否や実施する場合の方法等を検討して対応を行いました。
- このうち、自然学校推進事業(対象:小学校5年生)については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、従前のような実施(4泊5日の日程での実施)は難しくなりましたが、実施場所の変更や泊数の削減を行いながら工夫して実施し、子どもたちの体験の機会の確保を図りました。

自然学校推進事業の概要			
学校名	年度	実施場所	主な内容
精道 小学校	R1	丹波少年自然の家	陶芸体験、キャンプファイヤー、サイクリング、藍染め体験、焼き杉、うどんうち体験、カレー作り、星空観察
	R2	学校内	陶芸体験、藍染め体験、スタンプ活動、焼杉細工体験
	R3	丹波少年自然の家・学校内	いもほり、藍染体験、ウォークラリー、キャンプファイヤー、陶芸体験
	R4	学校内・丹波少年自然の家	藍染体験、ウォークラリー、キャンプファイヤー、陶芸体験
宮川	R1	丹波少年自然の家	陶芸体験、キャンプファイヤー、野外炊事、ウォークラリー

小学校			一、藍染め体験、小屋づくり、ナイトハイク、星空観察
	R2	学校内・六甲山	陶芸体験、藍染め体験、六甲山登山、キャンドルファイヤー
	R3	丹波少年自然の家 ・県立海洋体育館 ・学校内	陶芸体験、野外炊事、藍染め体験、キャンプファイヤー、木工教室、カヌー体験
	R4	窯元やまの ・神出自然教育園 ・丹波少年自然の家	陶芸体験、野外炊飯、藍染め体験、キャンプファイヤー、田植え
山手 小学校	R1	丹波少年自然の家	陶芸教室、野外炊事、藍染め、キャンプファイヤー、あまごつかみ、ロケット飛ばし、川あそび
	R2	学校内	防災プログラム、藍染め体験、スポーツ大会ランタン作り、スタンプ活動、校内ナイトハイク、夜景観賞
	R3	丹波少年自然の家 ・神戸市立自然の家	陶芸体験、ナイトハイク、藍染め体験、アスレチック体験、キャンプファイヤー
	R4	丹波少年自然の家 ・人と自然の博物館 ・学校内	陶芸体験、ナイトハイク、藍染め体験、キャンプファイヤー、稲刈り
岩園 小学校	R1	県立南但馬自然 学校	野外炊飯、キャンプファイヤー、竹田城跡登山、焼き板づくり、ネイチャーミッション
	R2	学校内 ・県立海洋体育館 ・六甲山	カヌー体験、六甲山登山、陶芸体験、野外炊事、キャンドルファイヤー
	R3	丹波少年自然の家 ・学校内	オリエンテーリング、ナイトハイク、藍染め体験、焼杉細工、キャンプファイヤー、木工教室
	R4	神出自然教育園 ・丹波少年自然の家	オリエンテーリング、ナイトハイク、藍染め体験、キャンプファイヤー、火おこし
朝日ヶ丘 小学校	R1	県立南但馬自然 学校	朝来山登山、野外炊飯、陶芸教室、星空観察、キャンプファイヤー、カヌー・カヤック体験
	R2	学校内・朝日ヶ丘 公園水泳プール	段ボール船作成、段ボール船レース、校内ナイトハイク、キャンドルファイヤー、星空観察
	R3	丹波少年自然の家 ・神戸市立自然の家 ・丹波立杭焼陶の郷	間伐体験、ナイトハイク、野外炊飯、キャンプファイヤー、陶芸体験、登山、カヌー体験
	R4	丹波少年自然の家 ・市内公園など	野外炊飯、キャンプファイヤー、陶芸体験、田植え、ナイトハイク、焼杉体験、星空観察
潮見 小学校	R1	丹波少年自然の家	陶芸体験、キャンプファイヤー、藍染め体験、野外炊飯、ナイトハイク、わら細工
	R2	学校内 ・県立海洋体育館 ・六甲山	六甲山登山、藍染め体験、焼き板づくり、陶芸体験、カヌー体験、火おこし体験、キャンプファイヤー
	R3	丹波少年自然の家	藍染め体験、高座の滝、オリエンテーリング、ウォークラリー

		・学校内・高座の滝	一、焼杉細工、キャンプファイヤー、陶芸体験
	R4	丹波少年自然の家 ・学校内・高座の滝	藍染体験、高座の滝、ウォークラリー、キャンプファイヤー、陶芸体験、芋掘り、星空観察
打出浜 小学校	R1	丹波少年自然の家	陶芸体験、野外炊事、キャンプファイヤー、ナイトハイク、藍染め体験、川の生き物観察、あまごつかみ、焼き杉
	R2	学校内・御前浜	サンドアート、藍染め体験、焼き板づくり、キャンドルファイヤー
	R3	学校内 ・県立海洋体育館 ・丹波少年自然の家	陶芸体験、ウォークラリー、あまごつかみ 焼杉、キャンプファイヤー、カヌー体験
	R4	丹波少年自然の家 ・県立海洋体育館	陶芸体験、ウォークラリー、あまごつかみ、焼杉体験、キャンプファイヤー、カヌー体験
浜風 小学校	R1	丹波少年自然の家	陶芸体験、キャンプファイヤー、藍染め体験、森の小屋づくり、星空観察、野外炊飯、ナイトハイク
	R2	学校区内・六甲山 ・芦屋川	校区探検、グランドゴルフ、野外炊事、焼き板づくり、陶芸体験、藍染め体験、芦屋川探検、キャンドルファイヤー
	R3	学校区内 ・香櫨園浜 ・丹波少年自然の家	水棲生物の観察、陶芸・藍染体験、キャンプファイヤー、フォトビンゴ、グランドゴルフ、木工教室
	R4	六甲山・学校内 ・丹波少年自然の家	陶芸体験、藍染体験、キャンプファイヤー、ナイトハイク、木工教室、登山、野外炊飯

また、小学校3年生を対象に実施する環境体験事業についても、同様に機会の確保に取り組みました。

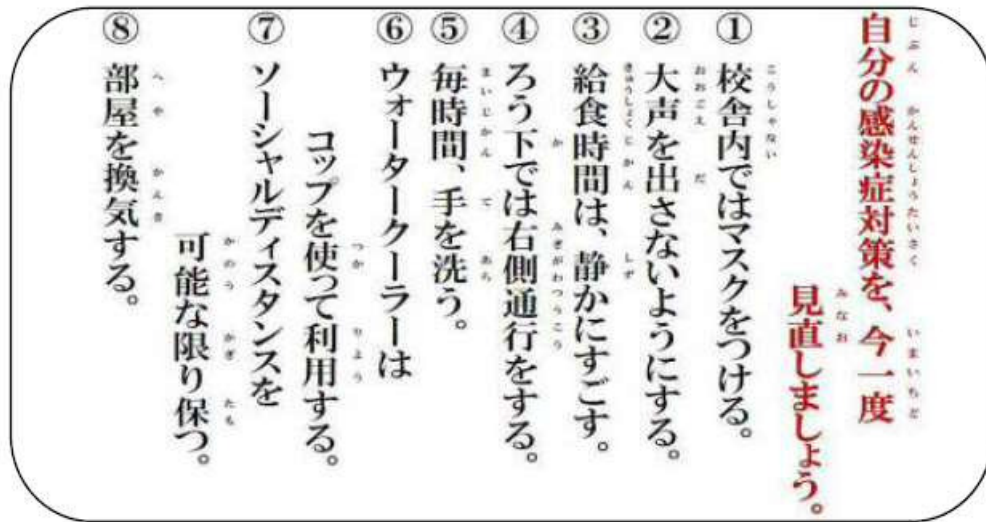
- 校外学習等については、流行状況等により実施できないケースがありましたが、その場合には指導主事が芦屋市の施設を中心に見学動画を作成、動画配信サービスを活用して配信し、各クラスの授業等で活用しました。

【対応に関する方針等の作成・運用】

- 「中間まとめ」のとおり、令和2年6月からの学校園の再開に当たっては、市の教育委員会で「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」を作成し、全学校園に配布することで対策を徹底しました。このマニュアルは感染拡大の状況に応じて、随時、最新の情報に改訂してきました。
- 「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」においても、基本となる感染対策の認識は第9節の「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設ガイドライン」と共通しています。一方で、本マニュアルは日々の学校園での生活において運用するものであり、場面に応じた工夫を施しながら運用しました。

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」における 場面に応じた工夫等の例	
「3つの原則」の設定	下記の取組を、原則となる3つの取組として位置付ける ・ 基本的な感染症対策(石鹸での手洗いや咳エチケット等)に関する指導 ・ 教室内の換気・配席の工夫 ・ 消毒液を使った清掃
各教科学習等における留意点	・ 「3つの原則」に加えて、各教科等において器具・用具、ICT機器等を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを徹底 ・ 教育活動において学習を個別に教えたり、介助をしたりするとき(個別支援をするとき)は、対面・長時間にならないように工夫
特に配慮を要する教科	・ 音楽科においては、年間指導計画の見直しによる工夫のほか、近距離での口に触れる楽器の演奏、対面しての高唱を避けるよう、活動内容等を工夫 ・ 技術・家庭科においては、対面や近距離での作業等を避けるようにし、実習台や共用の用具を使用する場合は、使用前後の手洗いを徹底 ・ 体育・保健体育科においては、飛沫感染の恐れがない及び密集する恐れがない活動時には、マスクを着用せずに活動しても良い
給食における取組	・ 手洗いの徹底等に加えて、給食の配食に当たっては、健康状態を点検した給食当番の児童生徒等及び教職員が行う(お代わりなどの配食は教職員が行う) ・ 喫食に当たっては、飛沫を飛ばさないように机を向かい合わせにせず、会話を控える等の対応を実施
心のケアについて	・ 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察から、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行う ・ (感染等により)出席停止となった場合や臨時休業となった場合においては、電話等により幼児児童生徒及びその保護者との連絡をとり、健康状態の把握に取り組む ・ 自宅で過ごす幼児児童生徒がストレスや不安を抱えている場合、スクールカウンセラー等関係機関と連携し、心のケアを行う

* 上記は一例であり、実際の運用では、流行状況等に応じた対応を随時行いました。



＊ 小学校における感染症対策の呼び掛けの例
(令和3年4月30日 岩園小学校 学校便り)

《保健室より》

梅雨の季節になりました。天気の良いこの時期は体調を崩しやすいです。朝方はまだ涼しく、昼間は暑い・・・といった1日の中で気温差がある時期なので、半袖に上着など、気候に合わせて調整しやすい服装だと子どもたちも、1日元気に過ごしやすいと思います。ご協力よろしくお願いします。



《熱中症防止について》

急に暑くなったときは、体がまだ暑さに慣れておらず、熱中症にかかりやすいです。学校では水分補給するよう声掛けを行っています。水筒を忘れないよう持たせてください。

また、マスクを着用したままで運動することも熱中症のリスクを高めます。すでにお知らせしている通り、十分に間隔を空け、飛沫感染及び密着の恐れがない活動を行う場合、活動内容や活動場所、気候(熱中症を防止)を考慮しマスクを着用しなくてもよいと指示する場合があります。感染不安などでマスクを着用したままでも構いません。マスクの着用について必ずご家庭でお話をしておいてください。

ほかにも、熱中症になる原因として、睡眠不足や朝ご飯抜き、体調不良などもあります。日頃から規則正しい生活を送り、体調を整えて過ごせるようお声掛けをよろしくお願いします。

＊ マスクの着用・熱中症対策に関する保護者の方への周知の例(小学校)
(令和4年5月31日 宮川小学校 学校便り)

【対応に要する資源・組織体制の確保】【換気・空気清浄】【その他】

- 幼稚園・小学校において、新型コロナウイルス感染症の流行前後で、空気清浄機の配備を進めました。幼稚園については、令和元年度と令和2年度で63台(宮川幼稚園15台、岩園幼稚園15台、小槌幼稚園11台、西山幼稚園11台、潮見幼稚園11台)を配備しました。また、小学校については、新型コロナウイルス感染症の流行前から保有していたもの

とあわせて、小学校全体で110台を配備しました(令和5年3月時点)。

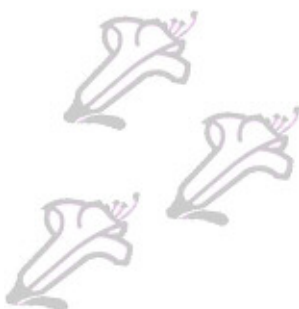
- 中学校については、新しく建替えた精道中学校・山手中学校において、24時間の換気システムを作動させています。また、空気清浄機の配備も行い、令和5年3月の時点において、中学校全体で9台となりました。
- 各学校における具体的な対策の検討のなかで、一部の学校ではCO2モニターを導入しました。CO2モニターを導入したことで、子どもたちが「こういうふうに(モニターの)色が変わったら窓を開けよう」といったように、自分たちで感染対策に取り組む姿がみられ、子どもたちの自立という点における効果も生まれました。
- 国や県の補助制度も活用し、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等ほか、学校園に網戸の取付けや小・中学校ではサーキュレーターを小学校46台、中学校20台、スポットクーラーを小学校40台、中学校15台設置し、全幼稚園では蛇口の一部を自動水栓化するなど感染症対策の強化を図りました。

【備品等の消毒】

- 施設の消毒は多くの時間を要する作業であり、教職員で行う場合にはその負担が大きく、本来の業務に支障をきたすおそれがありました。そこで、教職員が本来の業務に専念できるよう、全幼稚園及び小・中学校の共用部分に、抗菌・抗ウイルスコーティングを行いました。

【その他】

- 学校給食に係る食材費高騰の中、「新型コロナウイルス感染症対応分地方創生臨時交付金」を活用し、令和4年7月から(令和6年3月末まで)の保護者負担額に転嫁することなく、各校栄養士や調理師の工夫を盛り込んだ安全・安心で栄養バランスを保った給食の提供に取り組みました。



(2) 放課後児童クラブにおける取組

<「中間まとめ」の内容>

【事業等の停止】

- 文部科学省並びに兵庫県教育委員会が示した「新型コロナウイルス感染症対策」による学校の臨時休業要請を受け、令和2年3月3日から小学校の特例登校を開始することとなった。
- 放課後児童クラブは厚生労働省の指示により、長期休業期間(夏休み等)と同等の午前8時からの受入れを開始した。受け入れに当たり、登級前の検温や体調不良児の登級自粛のほか、可能な限り家庭保育の協力を要請した。
- 令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、4月8日には3月2日まで遡って育成料等を減額(還付)することを決定し、更なる登級自粛の要請を行った。
さらに4月16日からは、真にやむを得ない事情があると認められる家庭のみ登級する「限定的な受け入れ」に切替えたことで、登級者数を1~2割程度まで減少させることができた。
- 令和2年5月21日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、「限定的な受け入れ」を5月23日に終了することとし、以降は6月末まで、家庭の事情が許す範囲で登級自粛を要請し、育成料減額の対象期間とした。
6月1日からは段階的に小学校が再開され、それに合わせながら運営を行っていたが、6月29日からは通常どおりの開級時間とした。

【事業内容等の変更】【个人防护具の着用等】【換気・空気清浄】【備品等の消毒】

- 再開に当たっては、「放課後児童クラブ『限定的な受け入れ』の終了及び家庭での育成の協力依頼について」を保護者に配布するとともに、各施設においてマスクの着用や、検温、消毒の徹底、各行事の見直しなど感染防止対策を周知したが、放課後児童クラブは集団生活の場であり、学級生活の中である程度の接触は避けることができないため、感染防止対策により細心の注意を払うよう努めている。

【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 令和2年3月には施設に市の備蓄マスクや消毒液を配布したことを皮切りに、国の補助制度も活用し、必要に応じて数回にわたりマスクや消毒液をはじめ空気清浄機等の衛生備品を配布し、放課後児童クラブ内での感染防止対策の強化を図った。

【事業等の停止】

- 職員や在籍児童が感染者となった場合の施設の休止・再開の判断については、新型コロナウイルス感染症の流行初期は芦屋健康福祉事務所への報告等を経た判断となっていました。後に事業所毎に判断することとなりました。
この判断において、児童の安全を守らなければいけない一方で、放課後児童クラブは福祉事業としての役割を担っており、その休止・再開は保護者の方の就労可否等への影響が生じることも踏まえて、対応を進めました。

【対応に関する方針等の作成・運用】

- 放課後児童クラブにおける感染対策は、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」を準用して実施しました。

【対応に要する資源・組織体制の確保】【換気・空気清浄】

- CO2モニターを導入して、換気状況の可視化を図ったほか、昼食時にアクリル板を設置し、飛沫感染の防止を図りました。
- また、国の補助制度も活用しながら、マスクや消毒液、空気清浄機等の備品を各施設に配備し、感染症対策の強化を図りました。

(3) キッズスクエアにおける取組

【事業等の停止】

- 令和2年3月の学校の臨時休業を受け、令和2年3月3日から事業を休止しました。令和2年6月22日からは事業を再開しましたが、その後も幾度となく新型コロナウイルス感染症の感染が拡がるなかで、令和3年9月6日から9月30日、令和4年1月19日から3月21日の期間、事業を休止しました。

【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

- 休止期間中における児童とのつながりの確保を図るため、令和4年1月からの事業の休止の際に、市ホームページに「あしやキッズスクエア新聞」を掲載する取組を開始しました。

しんぶん

★あしやキッズスクエア新聞★

キッズスクエアは新型コロナウイルスの影響でお休みになっていますが、皆さん元気に過ごしていますか？

キッズが再開したら、また元気なお顔を見せてくださいね！

キッズスクエアクイズ

キッズスクエアのこと、どれくらい知っていますか？

キッズ博士 を目指してクイズにチャレンジ!!!

① キッズスクエアは芦屋市内にいくつあるのでしょうか？ ヒント：芦屋にはいくつ学校があるかな？

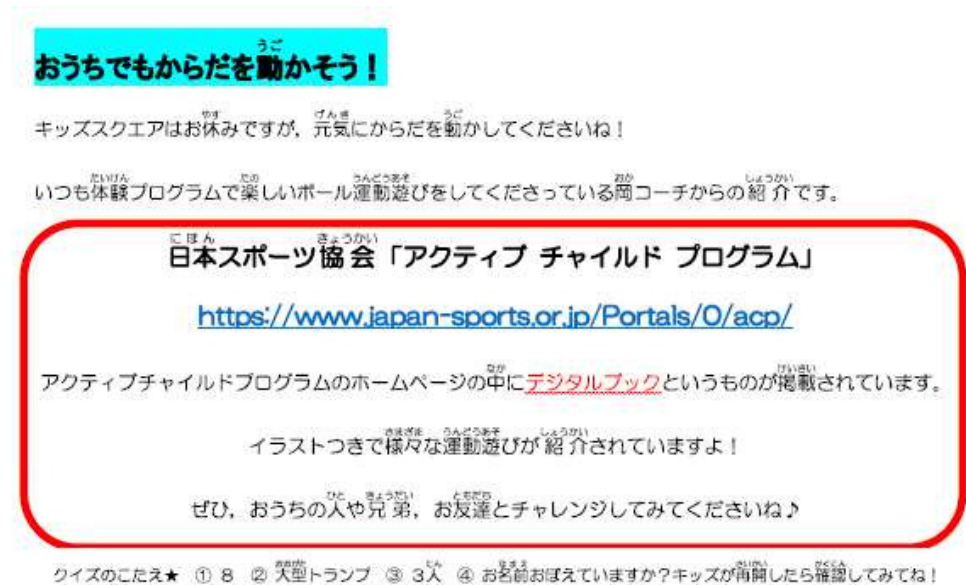
② この中でキッズスクエアにないおもちゃはどれでしょう？

カプラ ・ ラキュー ・ 大型トランプ ・ しょうぎ ・ レゴ

③ みなさんを見守ってくれているスタッフさんは1日に何人いるでしょう？

④ スタッフさんのお名前5人言えるかな？

今はないおもちゃも、これから仲間入りするかも★



＊ 芦屋キッズスクエア新聞(令和4年初春号)

【対応に関する方針等の作成・運用】

- キッズスクエア事業における感染対策は、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」を準用して実施しました。

【事業内容等の変更】【手洗い・手指消毒】【備品等の消毒】

- 事業の実施に当たっては、室内で密になる体験プログラムや高校生ボランティアを休止するとともに、密な状況が発生した場合に帰宅可能な児童は帰宅してもらうことがあるという前提での運営を行い、感染症拡大防止を最優先課題としながら、オンライン体験プログラムの充実に努め、持続可能な居場所づくりに努めました。
- また、共同使用場所の消毒に取り組んだほか、児童においては、参加時・退出時の手洗いまたは消毒を行い、感染対策を図りました。

【感染の早期発見と接触の回避・低減】

- 参加者・スタッフの体調不良はもとより、家族が体調不良の場合も参加はしないことをルールとして運用を行いました。

【その他】

- 令和3年度からは、芦屋キッズスクエア終了後に放課後児童クラブの延長保育に参加できる連携制度を実施しました。

(4) 保育所・認定こども園・小規模保育事業所における取組

<「中間まとめ」の内容>

【事業等の停止】【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

- 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、市主催の各種イベント等の中止が決定されたことから、市立保育所等の園庭開放を令和2年2月27日から中止することとした。同年3月1日には兵庫県において患者が確認されたことを受け、登園前の検温や体調不良児の登園自粛のほか、可能な限り家庭保育の協力を要請した。

- 令和2年3月11日に本市初の患者が発生したことを受け、3月13日から市立認定こども園の幼稚園部を休園することとした。

- 令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、4月8日には3月2日まで遡って保育料等を減額(還付)すること及び育児休業からの復職を7月1日まで延長することを決定し、更なる登園自粛の要請を行った。

さらに4月16日からは、真にやむを得ない事情があると認められる家庭のみ登園する「特別保育」に切替えたことで、登園者数を1～2割程度まで減少させることができ、更なる感染防止対策へと繋がった。

この「特別保育」は、子どもの命を最優先に考え、保護者が医療従事者や消防、警察、介護など社会機能を維持するため就業を継続しなければならない場合や、ひとり親家庭など、真にやむを得ないと判断される場合に受け入れるもので、多くの保護者からは「仕事が休みやすくなった」との声が寄せられ、概ね理解と協力が得られた。

- この期間中、幼稚園を所管する教育委員会と連携し、家庭で過ごす子どもたちへの支援として、往復はがきにより子どもたちへのメッセージを送付し、子どもたちからは自宅での様子を文字や絵で表現して返送してもらう取組を実施した。

子どもたちや保護者からは多くの感謝の言葉が寄せられ、感染症対策を行いながら懸命に働く保育所現場職員の大きな励みになった。

- 令和2年5月21日には緊急事態宣言が解除されたことを受け、一旦は同年5月31日まで延長を決めていた「特別保育」を5月23日に終了することとし、以降は6月末まで、家庭の事情が許す範囲で登園自粛を要請するかたちに戻し保育料減額の対象期間とした。

この保育料減額は、一人ひとりの休園日数の日割り計算で行うため、事務量が膨大で6月末時点においても事務処理が継続しており、今後、事務処理方法や体制についての検討が必要である。

- 令和2年6月1日からは市立認定こども園の幼稚園部を再開し、安全確保の観点から段階的に第2週目までは隔日登園、第3週目から通常登園とした。

【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 令和2年3月18日に私立保育所や認可外保育施設等に市の備蓄マスクや消毒液を不足する施設に配布したことを皮切りに、国の補助制度も活用し、必要に応じて数回にわたりマスクや消毒液をはじめ空気清浄機等の衛生備品を配布し、保育施設内での感染防止対策の

強化を図った。

【事業内容等の変更】【備品等の消毒】【手洗い・手指消毒】【換気・空気清浄】【个人防护具の着用等】

- 保育所、認定こども園等の通常保育の再開に当たっては、「6月からの保育について」と、園児用「健康管理表」を配布し、各施設におけるマスクの着用や、検温、消毒、換気の徹底、各行事の見直しなど「新しい保育様式」による感染防止対策を周知したところであるが、特に乳児の場合は、保育中の接触は避けることができないため、より細心の注意を払う必要があった。

【事業等の停止】

- 「中間まとめ」のとおり、市立精道こども園では、幼稚園部の入園式を令和2年6月1日に行うこととしました。あわせて、その前週(令和2年5月26日～29日)には感染拡大の防止に最大限配慮をしながら登園可能日を設定し、子どもたちが園の環境に慣れること等に配慮した取組を実施しました。

入園式を実施した後も、幼稚園部(4・5歳児クラス)の登園は、「密」にならないように分散登園を実施し、感染拡大の防止に努めました。

登園可能日・分散登園の実施時期等	
令和2年5月第5週 登園可能日を設定	5歳児:5月26日、28日 4歳児:5月27日、29日
令和2年6月第1週(6月1日～5日) 4歳児・5歳児に分けて隔日登園	5歳児:6月1日、3日、5日 4歳児:6月1日(入園式)、2日、4日
令和2年6月第2週(6月8日～12日) 4歳児・5歳児に分けて隔日登園	5歳児:6月9日、11日 4歳児:6月8日、10日、12日
令和2年6月第3週(6月15日～19日) 通常登園(毎日)	5歳児:8時45分～14時(給食あり) 4歳児:8時50分～11時20分(給食なし)
令和2年6月第4週以降(6月22日～) 通常登園	5歳児:8時45分～14時(給食あり) 4歳児:8時50分～14時(給食あり)

- また、保育所等の臨時休園等により保育の提供を受けられなかった場合の保育料の減額(還付)措置については、国の通知等を踏まえながら令和4年度末まで実施しました。

【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

- 特別保育及び家庭保育への協力の依頼により、子どもたちが保育所等に通えない状況が長期間に渡って発生したことは、近年でも例がない出来事となりました。

こうした状況のなかで、保育所等に通えないことによって、子どもや保護者の方が不安を抱えること等が懸念されました。そこで、こうした気持ちや心のケアの取組について、感染症対策に伴って行動が制限されるなか、職員が検討・試行錯誤を重ねながら実施し

ました。

具体的な取組には、次のようなものがあげられます。

- ・ 保育士等による手遊びや体操等の動画を、無料動画配信アプリを利用して配信しました。動画で園の様子や担任の保育士等の姿を見る機会を設けることで、家庭内での会話のきっかけや、在園児の不安の軽減等に繋がるよう、作成・配信に取り組みました。
 - ・ 外出自粛により、家庭での遊びにも制限が生じる状況のなかで、食事の場面は家庭内での会話や子どもたちの楽しみの場面の1つとして考えられました。また、保育所等での生活においても、給食の場面は「食べる」だけでなく、保育士や栄養士等とのコミュニケーションの場でもあり、その存在を身近に感じることが出来る場面でもあります。こうしたことを踏まえ、市の保育所等で提供している給食の味を、家庭でも簡単に再現できるようにした「簡単クッキングレシピ」を市のホームページに掲載し、食事を通して、保育所等を身近に感じていただける機会となるように取り組みました。
- こうしたレシピのなかには、子どもが調理に参加できるものも用意し、調理や食事の場が、家庭での会話や楽しみ等に繋がるように取り組みました。

～親子クッキングレシピ～

戸田市立こども園・保育所

ぎょうざの皮 de ピザ



【材料】(4人分)

ぎょうざの皮	4枚
ピーマン	25g (約1/2個)
玉ねぎ	50g (約1/8個)
ツナ缶水煮	50g
ケチャップ	15g (大さじ1)
とろけるチーズ	20g

【作り方】

- ① ピーマン、玉ねぎはせん切りにし、油(分量外)で少ししんなりする程度に炒める。ツナ缶はほくしておく。
- ② 天板にクッキングシートをひいておく。
- ③ ぎょうざの皮にケチャップをぬり、①をのせる。最後にチーズをのせる。

【親子クッキング♪】

ケチャップをぬったり、チーズをのせる作業に親子で取り組んでみましょう！

- ④ オープントースターでチーズが溶けるまで3分ほど焼いたらできあがり。(ホットプレートやフライパンでもできます)

＜ホットプレートまたはフライパンの場合＞

- ④ ホットプレートの場合、食材に火が通りにくいので、あらかじめラップをしてレンジで30秒～1分ほど加熱する。
- ⑤ ホットプレート200℃で5分ほどフタをして野菜がしんなりしたら、皮がパリッとなるまで焼く。

★アレンジレシピ★

- ・ カレーピザ(ケチャップの代わりにマヨネーズとカレー粉)
- ・ デザートピザ
(チョコとバナナ、マシュマロとチョコ、チーズとはちみつなど)
※はちみつは乳児ボツリヌス症予防のため、満1歳までは使用してはいけません。
※マシュマロはのどにつまりやすいため、小さくして使用するなど工夫をしましょう。
- ・ 食材をアレンジして、(例：コーン、ウィンナー、トマト、ベーコン、きのこなど)ご家庭にある食材で作ってみましょう♪

* 市のホームページに掲載したレシピの例

- ・ 「中間まとめ」のとおり、保育士等と子どもたちとの双方向のコミュニケーションを実現するため、市内の保育施設の保育士等から往復はがきでメッセージを送付し、自宅での様子を文字や絵で表現して返送してもらうという取組を、市立幼稚園と共に実施しました。

子どもたちからのメッセージは令和2年5月に回収し、同年7月に市役所北館1階の東側壁面に掲示するとともに、広報あしや(令和2年7月号)にも掲載しました。



＊「広報あしや」令和2年7月号より

- ・ 令和2年5月及び同年6月には、各保育所等で配布する「保育所だより」等のおたよりを、職員が分担して、家庭保育中の家庭に配布(各戸配布)する取組も実施しました。
- こうした取組に対して、保護者の方からは「動画配信をよく見ていた」「保育所等の大切を実感した」といった感想等をいただいたほか、不安の軽減につながった様子も見られました。

このことから、登所・登園ができない状況でも保育所等が身近な存在であり続けること、そのために家庭とのコミュニケーションを取り続けることの重要性が、改めて認識され

ました。

また、こうした取組は、通常保育が再開した後の保護者の方と保育士等とのコミュニケーションにも繋がり、感染症対策に伴う様々な制約が発生するなかで、保護者の方のご理解・ご協力をいただきながら、子どもたちの保育所等での活動を進めることに繋がっていきました。

【対応に関する方針等の作成・運用】

- 保育所等は、子どもたち同士の触れ合いや、保育士・保育教諭等との触れ合いのなかで育つ集団保育の場であり、密集・密接を避けることが難しい場であるといえます。

このことを踏まえ、令和2年7月に「芦屋市立こども園・保育所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を作成し、感染拡大防止を図るのための対策の留意点についてまとめました。

その後、同マニュアルを基にした対応を実施しながら、子どもたちが安全に過ごせるように状況に応じた対応の協議を重ね、マニュアルも随時改定しながら取組を進めました。

「芦屋市立こども園・保育所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」の 主な項目(令和4年3月改定版)	
1	新型コロナウイルス感染症防止対策について (1) 健康観察について (2) こども園・保育所内での感染防止対策について
2	新型コロナウイルス感染症発生時の対応について (1) 感染者発生時の対応フロー図 ア 休園について イ 園児、保護者の方への対応について ウ 職員への対応について エ 園の消毒について オ 臨時休園中の代替保育について (2) 濃厚接触者について ア 職員の場合 イ 園児の場合 ウ 臨時休園の検討について (3) 調理師が感染した場合の給食対応について (4) 報道機関等への対応について
3	行事(における対応)について

【事業内容等の変更】【備品等の消毒】【手洗い・手指消毒】

- 通常保育を再開した後も、感染対策を行いながら、工夫を用いて教育・保育の提供に取り組みました。

- ・ 感染拡大防止の観点から、子どもは登園前に検温、登園後は手洗い・消毒を行い、職員も出勤前の検温、出勤後の手洗い・消毒・マスク着用を徹底しました。
- ・ 朝夕の送迎時においては、保護者の方が保育室に入室することを避けながら登降園管理に取り組み、接触機会の低減を図りました。

送迎時における基本的な対応(保護者の方の動線等)	
0～2歳児	保護者はできるだけ、保育室に入室しないようにする
3～5歳児	室内に入らず、子どもに帰り支度を促す

- ・ 机・椅子・床等の消毒を毎日の食後・おやつの上に、玩具の消毒を毎日の午睡時間に行い、接触感染の防止に取り組みました。
玩具の消毒については、洗浄が難しいもの(木製の玩具等)はアルコール等での消毒を行い、洗浄が可能なものを洗浄することで対応しました。なお、洗浄した玩具を乾燥させる時間が必要となったことから、玩具を2組に分けて、順番に洗浄・乾燥を行うことで対応しました。
- ・ 保育室や園庭等での教育・保育においても、感染拡大を防止するため、接触機会を減らしました。具体的には、異年齢交流の自粛や、活動の時間・場所をずらす等の対応を行い、密にならず遊べる環境を工夫しました。
- ・ 室内(保育室等)の環境については、平時から遊びの「コーナー」を設けるような環境づくりをしており、子どもたちが一箇所に集まりにくい環境が一定構築されていました。そのため、大幅なレイアウトの変更等には至りませんでした。そのようななかでも子どもたちが集まりやすい場所・状況については、密集・密接を防ぐように配置等の工夫を行いました。
- ・ 食事については、テーブルを購入して席数を増やし、向かい合わず距離が取れるような環境の整備を行うとともに、黙食に取り組む等の対応を行いました。黙食については子どもたちにその呼び掛けを行うとともに、もし不意に会話をした場合でも、座席配置により飛沫感染を防ぐという考え方で対応しました。
また、食後のうがい、歯磨きについては、飛沫感染の防止のために中止しました。
- ・ 午睡の時間においては、布団やコットベッドを、子どもたち同士の顔が近づかないように配置しました。
- ・ 手洗いなどの際には、それまで実施していた個人タオルの使用を中止し、ペーパータオルを使用することとしました。
- ・ 運動会や生活発表会等の園行事は、人数や会場(園内の遊戯室等)の状況等を考慮し、換気等の感染対策を行いながら、人数制限や2部制、入替え制とすること等により、密集や密接の防止を図りました。また、芦屋カンツリー倶楽部へのゴルフ場遠足、秋のバス遠足は、移動中の車内で密になる事が想定されるため中止しました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行前には、他の保育所・こども園の子どもたちとの交流

(公園で一緒に遊んだり、お互いの施設に遊びに行く取組)を実施していましたが、公園等における園外保育の自粛が求められたなかで、ICTを用いた交流の取組を実施し、施設間交流ができるように工夫しました。

打出保育所と精道こども園の“リモート交流”

芦屋市立打出保育所

今まで、他の保育所やこども園の友達と公園で一緒に遊んだり、お互いの施設に遊びに行ったりしていましたが、新型コロナウイルス感染防止により、実際に会って交流することが難しい今、ICTを使った取組で交流することができました。



画面にお友達が映った時には大歓声が上がりました！

同じ年齢の友達がいることを知り、つながれることを喜ぶ、ということをねらいに取り組みました。

＊ 市立打出保育所 令和2年度ドキュメンテーションより

【換気・空気清浄】

- 保育室等の換気に取り組みました。実施に当たっては、子どもたちが開放した窓や扉から外に出てしまわないよう、子どもたちの動線等を考慮して開放する窓・扉を選択したほか、午睡の際には外気が直接あたらないように別の部屋の窓を開け、建物内の空気が循環するようにする等の工夫を行いました。

【個人防護具の着用等】

- 職員においては出勤後のマスク着用を徹底しました。
- 保護者の方には、送迎時のマスクの着用をお願いしました。
- 子どもたちには、保育所等からマスクの着用は求めず、保護者の方が希望される場合には着用を可能とする対応を行いました。

マスクを着用する場合には、熱中症の予防に特に留意する必要があったことから、気温・湿度等を随時確認しながら、屋外遊びにおいて適宜マスクを外すように働きかける等の対応を行いました。

【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 新型コロナウイルス感染症の流行初期においては、衛生用品や備品の需要が急激に高まり、品薄となる状態が続いていたため、市で購入を行い、市立保育施設、私立保育施設、認可外保育施設へ直接配布することで、迅速な感染対策を行ないました。

その後、感染症対策用品の供給が次第に増加したことに伴い、各施設で必要と考える感

染症対策を支援することが、感染拡大を防ぐためにより一層重要であると考えられました。そのため、国の補助制度を活用し、各施設で感染対策の実施に要した経費に対する補助制度を令和2年6月29日に創設しました。

各年度に実施した主な感染対策(備品の整備等)の取組	
令和元年度	マスク、消毒液、ウェットティッシュなどの衛生用品を中心に、市立保育施設、私立保育施設、認可外保育施設へ配布を行い、保育を継続的に実施していくための支援を行いました。
令和2年度	衛生用品に加え、空気清浄機や非接触体温計などの備品の配布も行いました。
令和3年度	オンライン研修等を行うためタブレットの購入、デスクパーテーションやテーブル等を購入することにより接触機会を減らし、感染対策を行いました。(補助制度創設後からの取組)
令和4年度	国の補助内容が拡充されたため、物品購入だけでなく、感染症対策のための施設改修も支援しました。 市立保育施設、私立保育施設では手洗いの自動水栓化や手洗い場の増設などの改修を行うことにより接触機会を減らし、感染対策を行いました。また除菌機能付きのエアコンの設置や抗ウイルス・抗菌加工の床シートの改修を行うことにより、児童や職員のウイルス感染のリスクを軽減し、感染症の集団発症を抑えることにつなげました。

【感染の早期発見と接触の回避・低減】【感染症に関する情報の発信】

- 保育所等で子ども等の感染が確認された場合、当該クラスの保護者に対し、個人が特定されないように配慮したメールを配信し、臨時休園、当該クラスの学級閉鎖、健康観察等と呼び掛けました。

また、休日等の閉所・閉園時間に子ども等の感染が確認された場合、保護者の方には保育所等の携帯電話への連絡を依頼するとともに、保護者の方から連絡を受けた保育所等は、庁内担当課に報告、庁内担当課は関係各所に情報共有を行い、閉所・閉園時間における連絡体制を確保しました。

- 一方では、こうした対応を行うため、職員が休日に勤務を行う等、職員体制を構築する必要が生じました。

(5) すくすく学級における取組

<「中間まとめ」の内容>

【事業等の停止】

- 市の直営事業である「すくすく学級」については、感染拡大防止の観点から、春休みの開始を令和2年3月13日に繰り上げるとともに、緊急事態宣言を受けて4月8日から5月末までを休業とした。同年6月1日以降は感染防止対策を強化した上で、利用者を半数にする分散登級を開始し、6月29日から通常保育を再開した。

【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

- 休業期間中の取組として、職員が各家庭に手紙(お便り)の配布(投函)を行ったほか、休業前に学級で制作することを予定していた制作物のキットの配布も行いました。
こうした機会が、職員と保護者の方とのコミュニケーションの機会となることもあり、休業期間中における有効な取組の1つとなりました。

【事業内容等の変更】【手洗い・手指消毒】【備品等の消毒】【対応に要する資源・組織体制の確保】

- すくすく学級は集団保育の場であり、保育の再開後、子どもたちが密集・密接する状況が発生しやすいことを踏まえた感染対策を実施しました。
 - ・ 保育室内での遊びにおいては、子どもたちが一か所に集まらないように玩具の配置を工夫したほか、子どもたちが一か所に集まってきたときには、その場所に敷物等を広げて、遊びの空間を広げるといった工夫を行い対応しました。また、体を動かした室内遊びも積極的に取り入れたり、動かして楽しむ玩具を活用する等、子どもたちが一定の場所にとどまらないような工夫を行いました。
 - ・ お弁当を食べるときの座席配置を工夫し、対人距離の確保に取り組みました。
 - ・ 屋外の活動であっても、「密集」「密接」につながるような活動(集団で戸外に出る散歩等)は控えることとしました。
こうした状況のなかで子どもたちのストレスの解消を図るため、園庭での保育(色水やどんぐり・葉っぱ等を使ったごっこ遊びや、園庭全体を使ったかけっこ等)を充実させ、体を使った遊びの保障に取り組みました。
- 接触感染の防止を図る観点から、子どもが使用するタオル同士が接触しないようにタオル掛けの長さを延長して対応しました。
- 手洗いや、手指・備品等の消毒に取り組むとともに、国の補助制度も活用して消毒液の配置を拡充する等、感染対策の強化を図りました。
 - ・ 子どもたちの手洗いについては、それまでの取組(お弁当を食べる前等の手洗い)に加えて、登級したとき、外遊びから室内での活動に切り替わるとき、全体遊びが終わったときにも取り組むこととし、感染対策の強化を図りました。
 - ・ 玩具についてはその数を減らし、かつ丸洗いや消毒ができるもののみとしました。
玩具を減らしたことで遊びたい玩具が重なり、子ども同士のトラブルになることも

ありましたが、一方では、そうした経験を通して他者との関わりを学ぶ様子がみられました。また、玩具に限られるなかで工夫をして一緒に遊ぶなど、子ども同士の関わりが増えることにもつながりました。

- ・ その他の室内の消毒については、手すり等の子どもが触りそうなところは毎朝消毒を行うとともに、部屋を使用した後、次に使用するまでの間に床等の消毒を行いました。

□ こうした玩具・室内の消毒等には多くの時間等が必要となり、職員の業務を圧迫することとなりました。

【個人防護具の着用等】

- 職員のマスク着用の徹底に加え、保護者の方にも送迎時におけるマスクの着用を依頼し、感染の拡大防止に努めました。

【対応に要する資源・組織体制の確保】【換気・空気洗浄】

- 保育室等の換気に取り組んだほか、国の補助制度を活用して空気清浄機の配置を拡充し、感染対策の強化を図りました。
- 保育室等の換気と子どもたちの安全確保の両立を図るため、窓を少しだけ開け、それ以上窓が開かないように窓用のロックをかけて対応しました。また、部屋を使用した後、次に使用するまでの間には窓を大きく開放して換気を行い、使用する前には再び窓用のロックをかけるという対応を行いました。

【感染の早期発見と接触の回避・低減】【感染症に関する情報の発信】

- 感染の早期発見を図るため、職員における毎日の検温を実施したほか、保護者にも児童の検温を依頼し、ご理解・ご協力をいただきながら、感染の拡大防止に取り組みました。
- 在籍児童やその家族、職員に感染者等が発生した際にすぐに連絡が行き届くよう、すすく学級から保護者のスマートフォンへの通知等を行うシステムを導入しました。
- ・ すくすく学級に通級する児童のなかには先天性の疾病を抱えている児童がおり、感染症に関する保護者の方の不安も大きく、職員や在籍児童の感染状況等の情報の迅速な配信について、高いニーズがありました。
 - ・ 保護者の方への情報配信等は、従前は電話で個別に連絡・状況把握を行っており、電話による連絡が間に合わない場合(感染の連絡が登園時間の直前にあった場合等)には、職員が施設の門に張り紙をして保護者への案内の対応を行っていました。こうした状況から、システムの導入は、保護者の方への連絡を迅速かつ効率的に実施するという観点において有効な対応となりました。

2 今後の新たな感染症の流行への備え

【対応に関する方針等の作成・運用】

- 今後の新たな感染症の流行においても、新型コロナウイルス感染症への対応と同様の対応（臨時休業や休業中のフォローアップ、再開に向けた対応、再開後の感染対策等）が想定されることから、実施した対応の継承に取り組むものとします。

【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 新型コロナウイルス感染症の流行期において、GIGAスクール構想をはじめ、学校等におけるICTの活用が進みました。

感染対策を行いながら学び・活動の機会の確保を図る場合において、ICTは重要な役割を果たすことから、平時の取組を推進することに加えて、感染症流行時における運用にも備えることとします。



第12節 避難所の運営に関する取組

1 新型コロナウイルス感染症への対応の振り返り

<「中間まとめ」の内容>

【感染時の医療提供等】

- 自然災害と感染症との「複合災害」への備えとして、災害発生時の避難所での感染拡大防止対策を図るために、次の3つの対応方針を定めた。
 - ・ 第1に、避難行動のあり方については、真に立ち退き避難が必要な人は躊躇せずに行動することを前提とした上で、在宅避難や縁故避難を促すとともに、避難に伴う感染症対策用品の備えについて引き続き周知を図ること。
 - ・ 第2に、避難所においては、「3密」を防ぐために、身体的距離を確保したレイアウトや定期的な換気を徹底、マスクや上履きの着用、手洗い消毒の徹底、症状のある方や濃厚接触者の避難スペースの分離、避難者の健康チェック等の対策を施した運営を行うとともに、感染防止対策に必要な備品について順次配備を進めること。
 - ・ 第3に、感染拡大防止対策を踏まえた避難所開設・運営マニュアル(案)を作成し検証訓練を実施するとともに、今後は、状況の変化や新たな知見等を踏まえオンライン相談の導入等必要に応じて対応方針の見直しを行うことである。
- 3月以降の全国的な感染拡大期において、マスク、アルコール消毒液、防護衣などの感染防護用品の入手が困難な状況に陥ったことから、市で備蓄していた感染防護用品を緊急的に活用することとなった。

現在は、流通回復の状況に合わせて、マスクや消毒液、手袋や防護服、フェイスシールドのほか、非接触型体温計も追加購入し、段階的に備蓄量を増やしているところである。

新型コロナウイルス感染症への対応においては、「密集」「密接」「密閉」といった場面を避ける等の感染対策が重要となりました。その一方で、災害時の避難所においては、多数の人が1つの場所に集まる状況等が想定されます。

そこで、「中間まとめ」のとおり、感染症流行下で災害が発生した場合に備えて、感染対策と避難を両立させるための対応の検討を行うとともに、その周知等に取り組みました。

【対応に関する方針等の作成・運用】

- 令和2年6月に「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営の対応方針」及び「感染症に対応した避難所開設運営マニュアル」を策定して、感染症流行下における災害の発生への備えに取り組みました。
 - ・ 「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営の対応方針」においては、避難行動のあり方として、安全の確保が可能な場合に在宅避難・縁故避難を検討することや、非常時の持ち出し品に感染症対策用品(マスク、消毒液等)を加えることを整理しました。
 - ・ 「感染症に対応した避難所開設運営マニュアル」においては、①避難所における3密

の防止(対人距離の確保や定期的な換気)、②衛生・健康管理の徹底(基本的な感染対策の徹底、受付時の健康チェック及び有症状者・濃厚接触者への対応等)を軸に、避難所における集団感染を防ぐための取組をまとめました。

避難所における対応の概要	
ゾーニング	・ 有症状の避難者を分離する専用スペースの確保 ・ 避難者を振り分けられる受付場所の確保 ・ 専用トイレの確保 ・ ゾーニングや避難者の身体的距離の確保を踏まえた、避難所レイアウトの作成 ・ 土足禁止エリアの確保
その他の運用	・ 感染対策に必要な物資や衛生資材等に関する事前準備 ・ 感染症対策による増員を考慮した人員の確保 ・ 受付における症状の確認、検温 ・ 有症状者等の分離室への誘導 ・ 受付における身体的距離の確保(養生テープ等を用いた表示) ・ 基本的な感染・衛生対策の実施 手洗い、うがい、咳エチケット(マスク着用等)、身体距離の確保、定期的な換気、共用部分の消毒、上履きの徹底等 ・ 避難者自身による定期的な健康管理や、保健師等による定期的な巡回等

- この「感染症に対応した避難所開設運営マニュアル」を基に、避難所開設の優先度の高い学校園及び自主避難所を対象として具体的な対応に関する協議を行い、避難所ごとのゾーニングの作成や、感染症対策物品の配置に取り組みました。

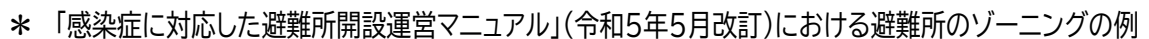
また、職員(発災時に避難所管理班として対応する職員)を対象に「避難所開設研修」を開催し、前提となる感染症対応等の基礎知識の習得や、会場を避難所に見立てた開設シミュレーションの実働等に取り組みました。

- 保健福祉センターでは、感染症に対応するため、福祉避難所開設マニュアルの改定を行いました。また、改定したマニュアルを基に避難所開設訓練を年に1回実施し、マニュアルの検証を行うとともに、災害時に対応できるように取り組みを進めました。

2 今後の新たな感染症の流行への備え

【対応に関する方針等の作成・運用】

- 「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営の対応方針」及び「感染症に対応した避難所開設運営マニュアル」については、今後の感染症流行時の対応にも活用できるよう、適時見直しや更新に取り組むことが重要です。



□「感染症に対応した避難所開設運営マニュアル」(令和5年5月改訂)における「事前の対策」として、「感染症対策に必要な物資や衛生資材などの項目、数量、保管場所を把握し、事前準備を行う」としています。

区分(場所)	必要な物資・衛生資材
共通	液体せっけん、アルコール消毒液、消毒液用容器、ペーパータオル、養生テープ、ごみ袋
受付	非接触体温計、体温計(接触型)、マスク(避難者用)、靴袋(避難者用)、スリッパ(避難者用)
一般避難スペース ・福祉避難スペース	ブルーシート、パーティション、扇風機、アルミマット、簡易ベッド
分離室	簡易ベッド、アルミマット、パーティション、ペダル式ごみ箱、使い捨て手袋、体温計(接触型)、扇風機

206

- また、新型コロナウイルス感染症の流行においては、感染症に罹患した場合等における、自宅での療養・待機に備えた備蓄(解熱剤・食料品・日用品等)の必要性が顕在化しました。こうした備蓄は、自然災害等への対応においても重要となります。このことを踏まえ、平時から、災害用の備蓄と感染症への対策とを兼ねたローリングストックの周知・啓発に取り組み、市民の方一人ひとりの取組の推進を図るものとします。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えた対応を

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に流行すると、発熱外来がひっ迫する可能性があります。

■ 感染が拡大する前の接種をご検討ください

- ▶ 新型コロナワクチンの接種
- ▶ インフルエンザワクチンの接種

■ 発熱などの体調不良時に備えましょう

- ▶ 新型コロナ抗原定性検査キット
- ▶ 解熱鎮痛薬
- ▶ 日持ちする食料等(7日分程度)

■ 国が承認した新型コロナ抗原定性検査キットを選びましょう

「研究用」ではなく国が承認した「医療用」もしくは「一般用」のキットを使用してください。

体外診断用
医薬品
医療用

第一類
医薬品
一般用

研究用

喉の痛みや発熱などの症状が出たら・・・

■ 重症化リスクの低い方

新型コロナ抗原定性検査キットで検査し、陽性となった場合は自主療養登録いただくことで、療養を開始することができます

■ 重症化リスクの高い方

- ・ かかりつけ医がいる場合、まずはかかりつけ医に電話でご相談ください
- ・ かかりつけ医がない場合、発熱外来(診療・検査医療機関)に連絡をした上で速やかに受診してください

※ 受診前は必ず事前連絡をお願いします

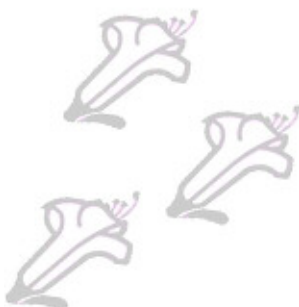
受診を迷った場合は以下の電話相談窓口等をご利用ください

兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター
078-362-9980 (24時間受付 土日祝日含む)
発熱等受診・相談センター(芦屋健康福祉事務所)
0797-32-0707 (平日 午前9時～午後5時30分)



同時流行の備えに
両方の情報
はこちら

* 感染症の流行に備えた備蓄の呼び掛け(「広報あしや」令和5年1月号)



第13節 その他の事業等における取組

1 新型コロナウイルス感染症への対応の振り返り

(1) 高齢者の方の支援に関する取組

<「中間まとめ」の内容>

【事業内容等の変更】【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】【感染症に関する情報の発信】

- 高齢者バス運賃助成事業などの各種申請等手続きについて、感染予防を目的として郵送で対応できるよう案内文を新たに作成し、可能な限り郵送による手続きを促した。
また、「自宅でできる体操」動画及び「自宅でできる！5つの体操」チラシを作成し、ホームページに掲載するとともに、高齢者生活支援センター及び介護予防センター等を通じて周知した。
- 広報番組「あしやトライあんぐる」にて、芦屋PTOTST連絡会の協力のもと「自宅でできる運動－健康な体づくり－」を放映した。また、高齢者生活支援センター及び居宅介護支援事業所のケアマネジャーにより、支援が必要な高齢者に国から届いた布マスクを配布するなどし、感染予防の啓発及び安否確認等を行った。

高齢者の方は、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に重症化するリスクが高いとされたこと(参考:★5)を踏まえ、「中間まとめ」のとおり、高齢者の方の感染防止を図るための取組を実施しました。また、感染対策(外出自粛やイベントの中止等)による交流の機会の減少が、フレイルや認知症等に影響を及ぼすことも懸念されたことから、自宅でも取り組みやすい体操の動画を配信する等の取組も行いました。

さらに、支援が必要な高齢者の方が新型コロナウイルス感染症に感染し、家庭での療養を行う場合等の対応についても懸念されたことから、そのような場合における療養支援の取組を実施しました。

【感染時の医療提供等】

- 病床の逼迫状況下で支援が必要な在宅高齢者等が感染した場合に、入院するまでの自宅療養期間中に訪問看護等の療養支援を行うことを目的として、「在宅高齢者フォローアップ体制強化事業」を実施しました。

(2) 障がいのある人への支援に関する取組

<「中間まとめ」の内容>

【事業内容等の変更】

- 各種申請等手続きについて、郵送で対応できるようホームページに様式を掲載するとともに、事業ごとに郵送手続きの案内文を新たに作成し、可能な限り郵送による手続きを促し、感染予防に努めた。

【感染症に関する情報の発信】

- 芦屋市障がい団体連合会に加入する各団体あてに、市の現況を報告し、会員へ周知いただくよう随時連絡を行った。
- 点訳・音訳について、感染予防の観点から一時中止したが、感染症関連の情報は緊急かつ重要な情報であることから感染防止対策を講じて点訳・音訳を依頼し、情報を届けた。

障がいのある人への支援は、日々の生活における必要性が高いものであることから、感染対策に留意しながらその継続に取り組みました。

また、介護が必要な障がいのある人が新型コロナウイルス感染症に感染し、家庭での療養を行う場合等において、介護を行う家族等が感染した場合の対応についても懸念されたことから、そのような場合における療養支援等の取組を実施しました。

【事業内容等の変更】

- 手話通訳者の派遣について、ウェブカメラを通して手話通訳者が遠隔で通訳を行える遠隔手話システムを導入し、利用者だけでなく手話通訳者の感染リスクも下げ、安心してご利用いただけるよう取り組みました。

【事業内容等の変更】【通常医療の提供等】

- 障がい福祉サービスを利用する際に必要となる障害支援区分について、有効期限が令和5年3月31日までの人についてその認定期間を1年延長しました。
- 国・県の取扱いを踏まえて、指定医療機関等が休業している等の事情で自立支援医療を受けることができない場合に、受給者証に記載されている医療機関以外における緊急的な受診においても自立支援医療制度の利用を可能とする運用を行う等、感染の拡大に対応するための取組を行いました。

【感染時の医療提供等】

- 障がいのある人の感染に対応するための取組として、病床の逼迫状況下で支援が必要な在宅の障がいのある人等が感染した場合に、入院するまでの自宅療養期間中に訪問看護等の療養支援を行うことを目的とした「在宅障がい者(児)フォローアップ体制強化事業」を実施しました。
- 在宅の障がいのある人を介護する家族が感染した場合を想定し、受入施設に係る人件費を、県と共同して負担する事業を実施しました。

(3) 介護保険サービス事業所・障がい福祉サービス事業所等への支援

<「中間まとめ」の内容>

【感染対策等による影響への対応(経済的支援(事業者))】【対応に要する資源・組織体制の確保】

■ 社会福祉施設等への対応

介護保険サービス事業者及び障がい福祉サービス事業所等向けホームページを創設し、厚生労働省通知及び市からの事務連絡を掲載するとともに個別メール等での情報発信を行い、感染予防対策や事業実施の基準などの新型コロナウイルス感染症への対応について、継

続いて周知を行った。

3月6日以降、衛生用品の確保が困難となった市内の介護保険サービス事業者(72法人)、障がい福祉サービス事業所等事業所(38施設)に対して、市の備蓄及び寄附のあったマスクや消毒液等を計4回に渡って配布した。また、濃厚接触者等へのサービス提供を行う場合で、事業所において資材が不足する場合に、アイソレーションガウン、ゴーグル、N95マスク等を必要に応じて提供した。

また、市の独自支援策として、利用者の利用自粛に伴う収入の減少を支援するため、収入が2割以上減少した事業所に対し1法人当たり30万円を上限とする「事業継続支援金」制度を創設し、5月から申請受付を開始した。

6月末の段階で、支給済み件数は介護保険サービス事業者3件、障がい福祉サービス等事業者2件である。申請期限を8月末としているが、第2波の影響を考慮し、申請期間の延長も検討する必要がある。

併せて、濃厚接触者等と認定された通所サービス等の利用者にホームヘルプや訪問看護等のサービスを提供する事業者に対して助成金を支給する「介護保険サービス等提供継続支援助成金」制度を創設した。

また、感染拡大防止のために、布マスクを作製及び販売した障がい福祉サービス事業所等に対し、布マスクの作製等に係る費用の助成金を支給する布マスク作製経費助成金制度を創設した。

■ 児童福祉施設等への対応

3月6日に市内の障がい児通所支援事業所(17施設)に対して、市の備蓄及び寄附のあったマスクや消毒液を配布し、その後も必要に応じて配布した。

学校の臨時休業に伴い国の補助制度として、放課後等デイサービス事業所の体制強化への補助を実施したが、補助対象経費の算定のため、各事業所に資料の作成を依頼する必要がある、年度末の短期間に各事業所に負担をかけることとなった。

また、市の独自支援策として、利用者の利用自粛に伴う収入の減少を支援するため、収入が2割以上減少した事業所に対し1法人当たり30万円を上限とする「事業継続支援金」制度を創設し、各事業所に直接案内し、5月から申請受付を開始した。

6月末時点では問い合わせが数件あったものの申請は1件で、改めて周知したところであるが、申請期限を8月末としているため、第2波の影響を考慮し、申請期間の延長も検討する必要がある。

高齢者の方や障がいのある人への支援においては、そのサービスの提供に携わる介護保険サービス事業所・障がい福祉サービス事業所等が重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の流行下においては、感染対策・拡大防止に注意を払いながらの事業継続が求められました。

事業所等では様々な工夫を用いて感染対策が行われましたが、その取組は容易ではなく、例えば高齢者施設においては、次のような状況が生じました。

- ・ 認知症の方も入所していることから、感染者と非感染者を完全に分離することが難しく、入所者のクラスターに繋がるケースがあった。
- ・ 施設で働く職員においても、基本的な感染対策を徹底していても感染を完全に防ぐことは難しく、職員が感染した場合等には勤務可能な職員のみでの対応が必要となったことから、職員の負担が大きなものとなった。
- ・ 感染の拡大防止のために入所者とその家族等との対面での面会を制限したが、それは、面会ができないという課題にもなった。

一方で、利用者においては、可能な場合は利用を控え、感染の防止を図ることも重要となりました。

こうした状況を踏まえて、市から事業所等への経済的支援等を行い、必要なサービスの提供に取り組みました。

【感染対策等による影響への対応(経済的支援(事業者))】

- 事業所に対して、国の補助制度に基づく補助を実施したほか、市の独自支援策として、収入が2割以上減少した事業所に対して1法人当たり30万円を上限に支援を行う「事業継続支援金制度」や、感染者・濃厚接触者等と認定された利用者に訪問介護等のサービスを提供する事業者への「介護保険サービス等提供継続支援助成金制度」、通所系サービス事業所に対して抗原検査キットを支給する「抗原検査キット支給事業」等を実施し、市民へのサービスの提供の維持に取り組みました。

【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 令和2年3月6日以降、市内の介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所等に対して、衛生用品が不足した(確保が困難となった)際に、マスクや消毒液等の資材を配布しました。また、障がい福祉サービス事業所が作製する布マスクの経費の一部を助成する取組を実施しました。

(4) ごみ収集における取組

<「中間まとめ」の内容>

【感染時の医療提供等】

- 市民の日常生活に欠かすことのできないゴミの収集及び持ち込みゴミについて、職員の感染防止対策を徹底しながら通常体制の維持に努めるとともに収集運搬業者及び環境処理センター施設管理等事業者との連携を図りながら粗大ごみ等の申し込み件数の増加へも臨時的に対応した。

ごみの収集・処理は、市民生活を維持する上で必要不可欠なものです。新型コロナウイルス感染症が流行するなかで、ごみの収集・処理における感染拡大や、職員の感染による収集作業の停滞等が懸念されました。

そこで、職員における感染対策を行うとともに、市民の皆さまにもごみの出し方等についてご理解とご協力を頂きながら、収集を進めました。その結果、新型コロナウイルス感染症の感

染拡大がある状況下においても、安定的なごみ収集を実施することができました。

また、市民の皆さまからごみ収集作業員に多数のねぎらいのお言葉をいただき、そのお言葉を励みに、収集に取り組むことができました。

【个人防护具の着用等】【排出物等の処理】

- 収集の際にマスク等のごみに直接触れることや、そうしたごみが散乱することを防ぐ観点から、市民の皆さまに向けたごみの捨て方に関するお願いを、市のホームページに掲載しました。

市民の皆さまに向けた、ごみの捨て方に関するお願いの概要	
環境省が推奨している ごみの捨て方を守る	ごみ箱にごみ袋をかぶせて、いっぱいにならないようにする
	ごみ袋の空気を抜き(収集車の中で袋が破れることがあるため)、しっかりとしばる
	ごみが袋の外側についたときや、袋がやぶれたときは、ごみ袋を二重にする
	生ごみは水を抜く
	家のごみを減らす(フードロスの削減等)
	住んでいる町のルールのとおりにごみを分けて捨てる
カラス等によるごみの散乱を防ぐため、「マスク等のごみ」は「生ごみ」と袋を分け、ごみネットを正しく使用する等のカラス被害等防止対策を徹底する	

「新しいコロナウイルスの病気を広げないための家のごみの捨て方」(環境省)^(★27)を加工して作成

【事業内容等の変更】

- 感染対策として、収集作業員や施設職員と接触する際のお願い(下記)を市民の方に向けて発信し、ご理解とご協力を頂きながら業務に取り組みました。

感染防止対策として、一時多量ごみや持ち込みごみ等、収集作業員や施設職員との接触する場合には以下のことにご協力ください。

- ・ マスクを着用する。
- ・ 立ち合い等は必要最小限の人数で行ない、距離をとって会話する。

また、接触をさけるために、ごみを持ち込まれた際に、持ち込み者自身でごみを運搬いただく場合がありますのでご了承ください。

不要不急のごみの持ち込みはできる限りご遠慮いただきますようお願いいたします。

【感染症に関する情報の発信】

- 市のホームページにおいて、「ごみ収集の時間が遅くなることがある」旨や、「収集体制の変更等が生じる場合がある」旨を周知しました。

- 新型コロナウイルスの感染状況によって収集体制に変更等が生じる場合の情報発信の方法(ホームページ・SNS等でお知らせすること)についても周知し、円滑な収集に取り組みました。

(5) 行政の業務改革等

<「中間まとめ」の内容>

【事業内容等の変更】

- 今回の新型コロナウイルス感染症の対策において、最も効果があったと判断されるのは、緊急事態宣言の発令に伴う「外出自粛」であり、人と人との接触を最小限に抑えることが結果として感染拡大を防止する大きな効果をあげたと考えられる。
- その意味において、コロナ禍の中で今後の行政に求められるものは、市民が極力来庁せずに手続きが完了する仕組み(郵送や電子申請等)による利便性の向上である。今後、国の動きも見据えながら、マイナンバーカード等の活用による各種申請の電子化の拡大や市立施設利用料金のキャッシュレス化、市民がいつでも予約できる市立施設の利用予約のオンライン化の拡大など早期に検討すべき課題である。
- 収束の見えない新型コロナウイルスとの共生社会における「新しい生活様式」を見据え、行政においても職員の働き方及び情報管理上の課題を整理した上で、Web会議を始めとするテレワークを推進し、更なる感染防止対策を図ることが重要である。

【事業内容等の変更】【個人防護具の着用等】【換気・空気清浄】【手洗い・手指消毒】【備品等の消毒】【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続くなかで、全国的にもオンラインの利用やキャッシュレス化等の取組が加速しました。
 - 本市では、感染拡大の防止を図るため、次のような取組を実施しました。
 - ・ 市庁舎に証明書自動交付機を設置し、職員と非接触で証明書を取得できるようにするとともに、同端末の利用によって証明書発行の待ち時間を減らし、市民サービスの向上を図りました。
 - ・ 外出の抑制を図る観点から、手続きの内容等に応じて、郵送による申請の受付等の対応も行いました。
 - ・ 市の施設や窓口でのサービスについても安心してご利用をいただけるよう、施設の入り口への手指消毒液の設置や、窓口へのパーテーション(アクリル板)の設置、備品等の消毒、感染対策を呼び掛ける館内(市庁舎内)放送の実施等の取組を行いました。
- 消毒液やパーテーション(アクリル板)の整備・調達に当たっては、当該時点において感染対策に関する備品等の流通不足・品薄等の状態が発生しており、一定以上の数量規模(ロット)での調達が必要になったことや、市の施設・窓口で広く整備を行う際の効率性を考慮して、全庁横断的にとりまとめを行い、対応を進めました。

- また、新型コロナウイルス感染症が流行した期間における行政のデジタル化に係る取組として、次のような取組を行いました。

行政のデジタル化に係る取組(主なもの)	
令和2年度	財務会計処理や個人市県民税の入力事務においてRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)を導入し、業務の効率化を図りました。
令和3年度	在宅で庁内の環境にアクセスした業務を可能とするため、テレワーク端末を新たに100台導入し、環境整備を行いました。また、継続してRPAなどを活用した業務効率化を進めました。
令和4年度	24時間365日利用可能なAIの技術を活用したチャットボットの運用を開始し、マイナポータルの電子申請機能「ぴったりサービス」により、複数の手続きのオンライン申請を開始しました。 図書館では、マイナンバーカードでの図書貸出を新たに開始しました。

(6) その他の取組

<「中間まとめ」の内容>

【感染症に関する情報の発信】

- 感染拡大防止の最前線で尽力されている医療関係従事者等への感謝を示すため、兵庫県、県下市町と連携し、本庁舎北館屋上の市章を、4月23日から5月31日の日没から午後10時まで、青色でライトアップした。

【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 医療的ケアの必要な児童の感染予防のための衛生用品等が入手困難な状況に対応するため、県から医療的ケアを必要とする児童の家庭に対して優先的にマスクや消毒用エタノールの支給があったことから、関係機関と連携・協力を図りながら随時配布した。

【感染症に関する情報の発信】

- 「中間まとめ」のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染症患者の治療に従事する医療関係者等への感謝を込めたライトアップ(ライトイットブルー)を、兵庫県及び県内の市町等が連携して実施しました。

本市においても、医療関係者等への感謝の意を示すため、本庁舎北館屋上の市章のライトアップを行いました。



＊ 本庁舎北館屋上の市章のライトアップの様子

【事業等の停止】【事業内容等の変更】

- 新型コロナウイルス感染症の流行は、市が実施する国際交流事業にも影響を及ぼし、昭和39年(1964年)から実施してきた学生親善使節交換事業も、令和2年度から令和5年度まで中止することとなりました。

そうしたなか、令和2年7月にはオンライン交流を行い、両市長・協会のメンバー・学生親善使節経験者などが交流を深めました。令和3年には、これまでの姉妹都市交流のアーカイブビデオを作成、市内中学校で放送、モンテベロ市の学生や学生親善使節経験者などがディスカッションを行いました。

令和4年3月には、市役所内で姉妹都市交流のこれまでのあゆみを展示し、令和5年度からの学生親善使節及びホストファミリーの募集に努めました。

- 社会福祉法人、介護保険事業所、保育所等への指導監査についても、感染拡大等を踏まえた対応を行いました。

緊急事態宣言中及びまん延防止等重点措置期間中については、国又は兵庫県の通知に基づき指導監査を実施しないこととした^(※3.13.1)ほか、緊急事態宣言中及びまん延防止等重点措置期間中以外の期間の実施についても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用者エリアには立ち入らないこと、施設見学は行わないこととし、感染対策を行った上で実施しました。また、毎年行っている市内の介護保険事業所に対する集団指導については、集合形式でなく、オンラインによる集団指導に切り替えて実施しました。

※3.13.1 上記にかかわらず、不正請求の疑いや虐待事案等の重大事案が発生した場合は、監査を実施することとしました。

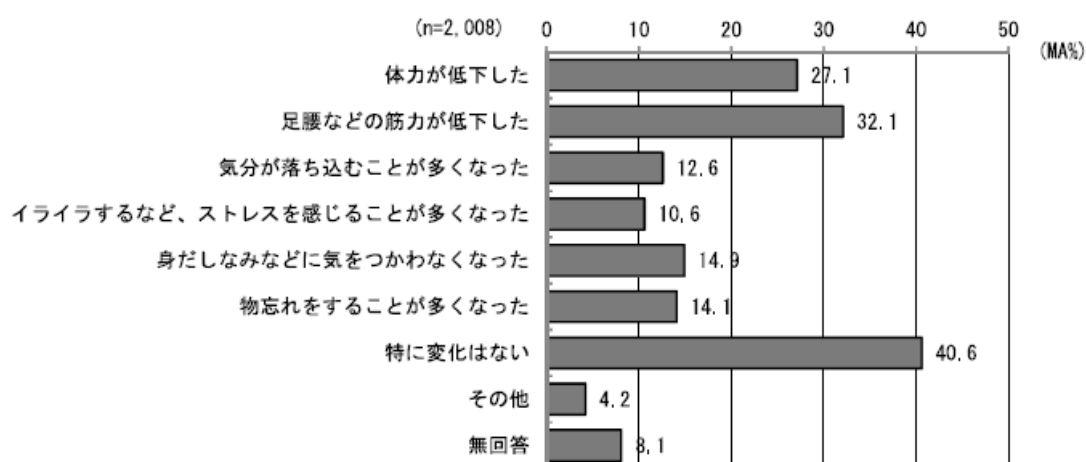
2 今後の新たな感染症の流行への備え

(1) 高齢者の支援に関する取組

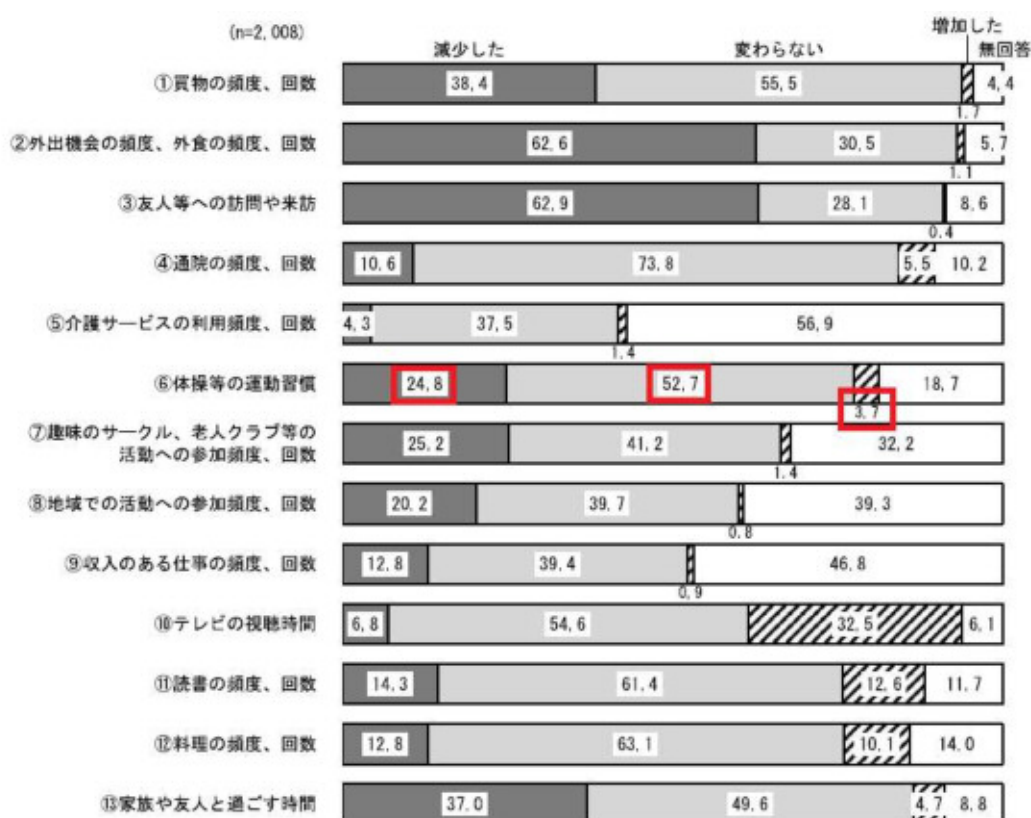
【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

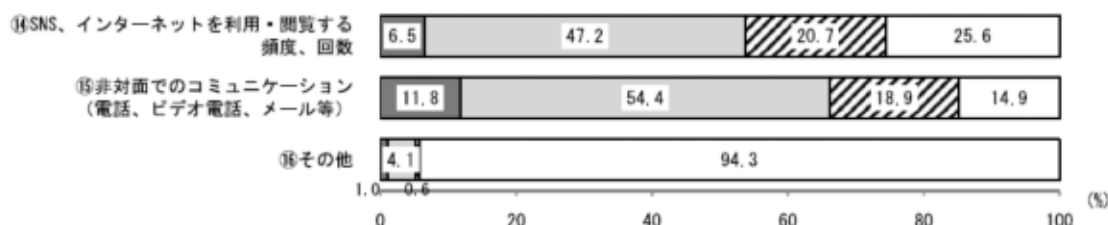
□「第10次芦屋すこやか長寿プラン21策定に向けたアンケート調査」において、高齢者における新型コロナウイルス感染症の影響についても調査を実施しました。

その結果、新型コロナウイルス感染症の影響による変化について、「特に変化はない」という回答も多くみられた一方で、「体力が低下した」「足腰などの筋力が低下した」という回答も目立ちました。



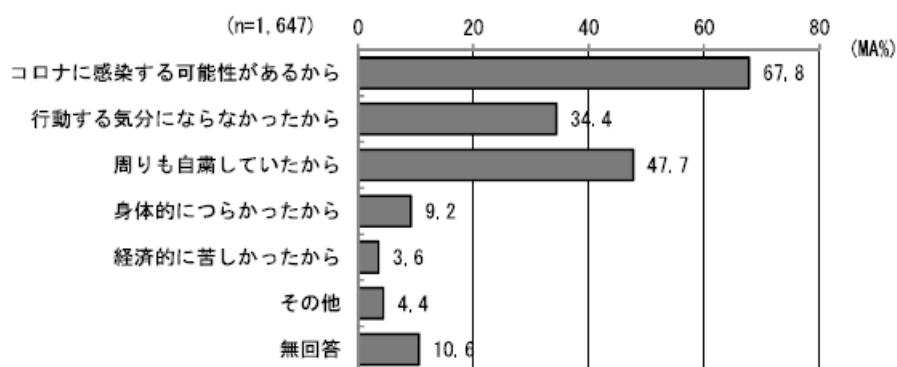
そのようななかで、日常生活の変化に関する回答項目において、「体操等の運動習慣」が「減少した」という回答は約25%にとどまっており、「変わらない」「増加した」という回答の合計が50%を超えていることは、着目すべき点であるといえます。





他方、「外出機会の頻度、外食の頻度、回数」、「友人等への訪問や来訪」が「減少した」という回答は60%を超えています。

そして、日常生活における行動が「減少した」理由としては、「コロナに感染する可能性があるから」や「周りも自粛していたから」が目立つ結果となっています。



- 以上のことから、「自宅でできる体操」の動画の配信といった市の取組について一定の効果が推定されるとともに、新型コロナウイルス感染症がもたらす不安やその影響の大きさが、改めて確認できます。
- こうした点からは、今後の感染症への対応において、感染のリスクが比較的低いと考えられる外出の方法を整理し、その周知に取り組むことの重要性が示唆されます。

(2) 障がいのある人への支援に関する取組

【事業内容等の変更】【通常医療の提供等】【感染時の医療提供等】【感染症に関する情報の発信】

- 今後の新たな感染症の流行においても、新型コロナウイルス感染症の流行における状況と同様の状況が発生する可能性があることから、新型コロナウイルス感染症の流行における対応の継承に取り組み、その備えとします。

(3) 介護保険サービス事業所・障がい福祉サービス事業所等への支援

【事業内容等の変更】【対応に要する資源・組織体制の確保】【感染対策等による影響への対応(経済的支援(事業者))】

- 今後の新たな感染症の流行においても、新型コロナウイルス感染症の流行における状況と同様の状況が発生する可能性があることから、新型コロナウイルス感染症の流行における対応の継承に取り組み、その備えとします。

(4) ごみ収集における取組

【事業内容等の変更】【個人防護具の着用等】【排出物等の処理】【感染症に関する情報の発信】

- 今後の新たな感染症の流行においても、新型コロナウイルス感染症の流行における状況

と同様の状況が発生する可能性があることから、新型コロナウイルス感染症の流行における対応の継承に取り組み、その備えとします。

- 新型コロナウイルス感染症への対応として市民の皆さまにお願いをしたごみの捨て方については、平時における公衆衛生等の観点からも有用な内容を含んでいます。
そうした内容は、「ごみの分別と出し方」として、市のホームページ等で啓発に取り組んでいます。

(5) 行政の業務改革等

【事業内容等の変更】【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 今後のDXの推進において、感染症流行時の対応についても想定し、その内容を検討するものとします。
- 施設の入り口への手指消毒液の設置や、窓口へのパーテーション(アクリル板)の設置、そうした資機材の調達については、今後新たな感染症が流行した際にも、同様の取組の推進が想定されます。そのため、新型コロナウイルス感染症の流行における対応の継承に取り組み、今後の新たな感染症の流行への備えとします。

(6) その他の取組

【事業等の停止】【事業内容等の変更】【対応に要する資源・組織体制の確保】【感染症に関する情報の発信】

- それぞれの取組において、新型コロナウイルス感染症の流行における対応の継承に取り組み、今後の新たな感染症の流行への備えとします。

第14節 感染症の対応に関する経費

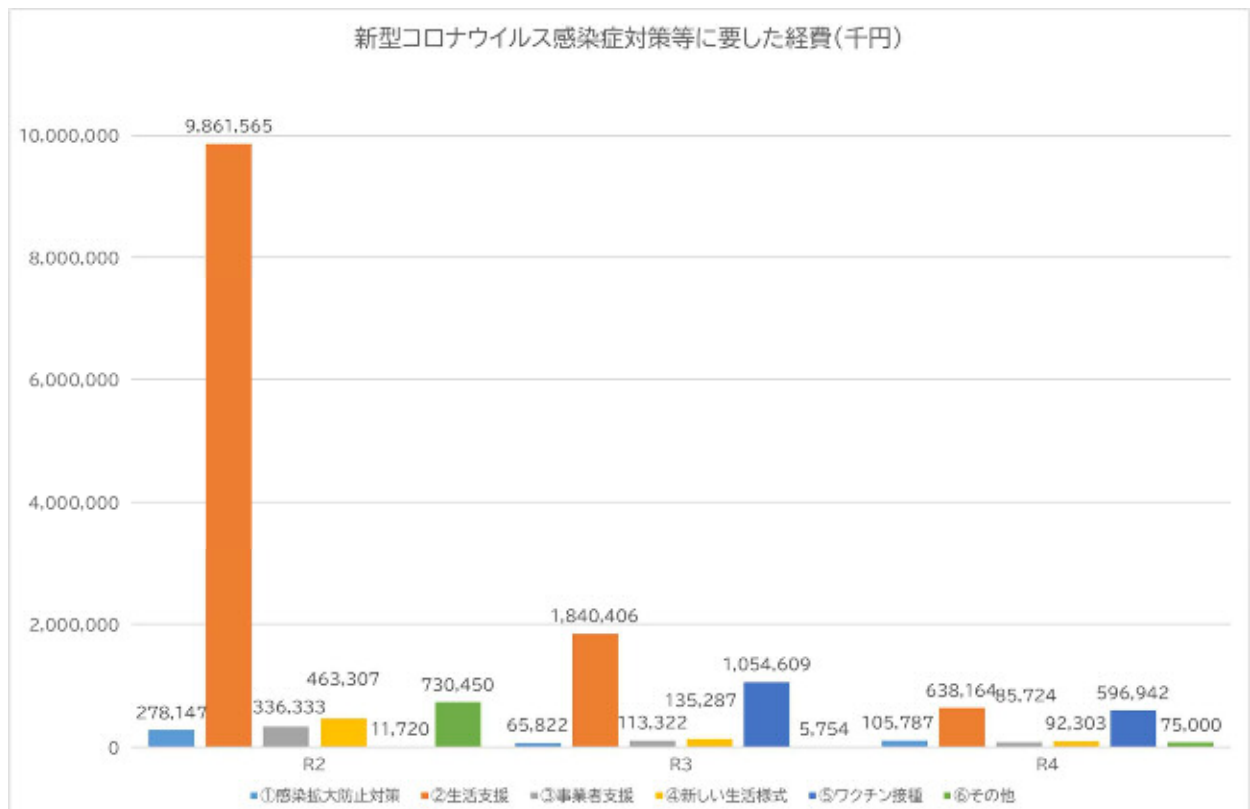
1 新型コロナウイルス感染症への対応の振り返り

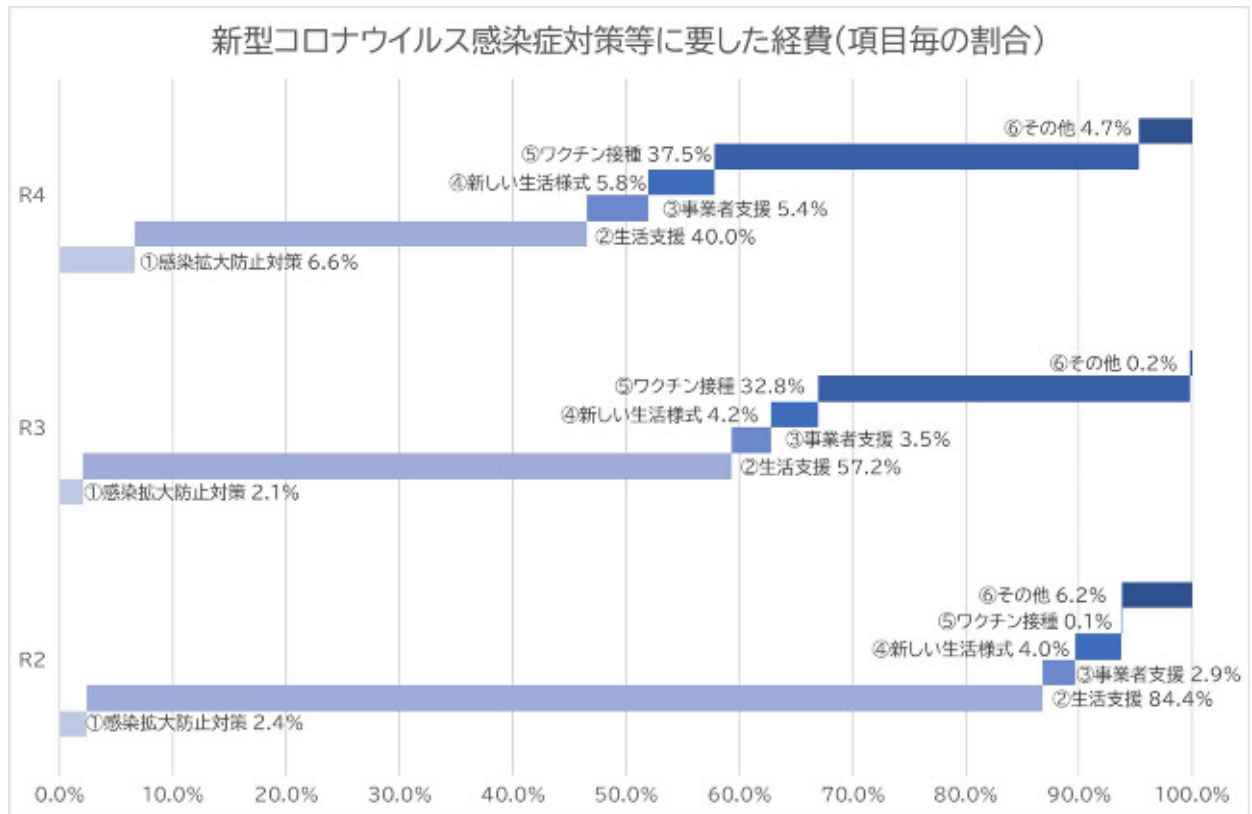
【対応に要する資源・組織体制の確保】

(1) 予算措置の対応と決算状況

- 新型コロナウイルス感染症への対応においては、消毒液やマスク、パーテーションといった感染対策に必要となる備品・消耗品の購入や、感染症の流行に伴う経済的な影響への対応、市民サービスの継続を図るための取組等において、多額の経費が必要となりました。
- これらの事業の実施に当たっては、市の一般財源に加えて、国が新型コロナウイルス感染症の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、取組を進めました。
- また、必要な事業を迅速に実施できるよう、感染症拡大の初期段階においては予備費の追加とその適切な活用により予算措置を行うとともに、その後の対応については、市議会の定例会に合わせた通常の補正予算に留まることなく、感染状況や国県の動向等を踏まえた適時の補正予算の編成に取り組みました。その結果、一般会計では、令和2年度で12回（うち新型コロナウイルス感染症対策関連を含む補正予算は11回）、令和3年度で15回（同12回）、令和4年度で11回（同8回）の補正予算を編成しました。
- 対策に係る経費は、主に「①感染拡大防止対策」「②生活支援」「③事業者支援」「④新しい生活様式」「⑤ワクチン接種」「⑥その他」に区分して整理することができます。

このような新型コロナウイルス感染症対策等に要した経費（令和2年度から令和4年度）は、3年間で約165億円となりました。





※「②生活支援」には各予算科目で支出した職員手当等を含む

項目	予算科目		事業名	年度	歳出決算	特定財源				
	款	項				特定財源				一般財源
						国庫支出金		県支出金	その他	
							うち地方創生 臨時交付金			
①感染拡大防止対策				R2	278,147	133,622	53,164	101,296		43,229
				R3	65,822	52,946	28,141	5,770		7,106
				R4	105,787	61,665	20,231	29,011	72	15,039
				計	449,756	248,233	101,536	136,077	72	65,374
総務費	総務管理費	感染拡大防止対策事業(芦屋市民活動センター)	R2	408			135		273	
		感染拡大防止対策事業(集会所)	R2	234			77		157	
		感染拡大防止対策事業(潮芦屋交流センター)	R2	140			46		94	
		医療従事者等への感謝を込めたライトアップ事業	R2	1,222					1,222	
		感染拡大防止対策事業(市庁舎等)	R2	14,328	5,503	5,503	1,714		7,111	
			R3	2,259	2,258	2,258			1	
			R4	1,077	1,076	1,076			1	
		感染拡大防止対策事業(採用試験)	R3	1,464	1,231	1,231			233	
		感染拡大防止対策事業(女性活躍推進事業)	R3	71	33	33	35		3	
	感染拡大防止啓発事業	R3	1,085	991	991			94		
	民生費	社会福祉費	感染拡大防止対策事業(福祉活動者)	R2	2,998	2,338	2,338			660
			感染拡大防止対策事業(福祉センター)	R2	271			78		193
			感染拡大防止対策事業(障がい児に関する機能訓練等)	R2	154			51		103
			感染拡大防止対策事業(地域生活支援事業)	R2	596	298				298
		児童福祉費	感染拡大防止対策事業(ファミリー・サポート・センター事業実施施設)	R2	500	500				
			感染拡大防止対策事業(子育てセンター運営事業)	R3	48	31	14	15		2
			感染拡大防止対策事業(子育て支援センター運営事業・ファミリー・サポート・センター事業)	R4	1,486	545	130			941

(第3章第14節 感染症の対応に関する経費)

①感染拡大防止対策								
衛生費	保健衛生費	感染拡大防止対策事業(地域子育て支援拠点事業実施施設)	R2	1,000	1,000			
		緊急包括支援事業(障がい分)	R2	546			546	
		感染拡大防止対策事業(すくすく学級)	R3	7			7	
		放課後等デイサービス事業所への障がい児通所給付費給付事業	R2	875			656	219
		感染拡大防止対策事業(保育環境改善等事業)	R2	69,928	28,360		41,568	
			R3	18,656	15,078	7,216	2,926	652
		感染拡大防止対策事業(保育環境改善等改修整備等事業)	R4	28,551	6,116	759	11,769	10,666
		感染拡大防止対策事業(延長保育・一時預かり・病児保育事業)	R4	35,054	23,106	3,181	9,956	1,992
	生活保護費	感染拡大防止対策事業(市庁舎等)	R2	14				14
	保健衛生費	PCR検査等拡充事業	R2	4,281	3,339	3,339		942
		感染拡大防止対策事業(医師会・歯科医師会)	R2	1,083	1,082			1
		年末年始医療体制確保事業(休日応急診療所)	R2	90			90	
		乳児家庭全戸訪問事業	R2	98	98			
		利用者支援(母子保健型)事業	R2	93	93			
		感染拡大防止対策事業(乳幼児全戸訪問事業・利用者支援事業)	R4	651	651	45		
		感染拡大防止対策事業(妊婦・母子へのマスク配布等)	R2	87			29	58
		感染拡大防止対策事業(保健センター)	R2	773			258	515
			R3	145	145	145		
		感染拡大防止対策事業(健(検)診体制拡充)	R3	574	574	574		
		感染拡大防止対策事業(産後ケア事業)	R3	2,000	2,000			
		集団健(検)診等WEB予約システム導入事業	R2	4,825	3,763	3,763		1,062
		乳児家庭全戸訪問事業利用者支援(母子保健型)事業	R2	656			654	2
		乳幼児健康診査等WEB予約システム導入事業	R2	1,650	1,287	1,287		363
		母子保健事業(産後ケア事業、乳幼児健康診査個別実施支援)	R2	1,050	580	136		470
		マイナンバー情報連携体制整備事業(ロタウイルスワクチン)	R3	792	247	78		545
		マイナンバー情報連携体制整備事業(健(検)診結果)	R3	2,467	1,894	596		573
		各健(検)診での感染拡大防止対策事業	R4	666	664	664		2
		各健(検)診時、体調確認事業	R4	164	145	145		19
		抗原検査キット配布事業	R4	4,447			4,375	72
	消防費	感染拡大防止対策事業(救急隊員)	R2	13,375	8,796	8,796		4,579
			R3	2,338	1,299	1,299		1,039
		感染拡大防止対策事業(消防団)	R3	69	23			46
		感染拡大防止対策事業(避難所)	R2	23,711			7,904	15,807
		感染拡大防止対策事業(避難所等)	R3	2,574	2,260	2,260		314
	教育費	教育総務費	スクール・サポート・スタッフ配置事業	R2	2		2	
			学校再開に伴う感染拡大防止対策・学習保障支援事業	R2	21,391	18,924	8,228	2,467
			新型コロナウイルス感染症のための学習指導員配置事業(追加配置)	R2	17,387		17,387	
			感染拡大防止対策事業(市立小中学校)	R3	385	363	176	22
			感染症対策等支援事業(市立小中学校)	R4	20,290	20,177	10,037	113
		小学校費	スクール・サポート・スタッフ配置事業	R2	4,557		4,391	166
			学校再開に伴う感染拡大防止対策・学習保障支援事業	R2	13,371	11,827	5,144	1,544
			感染拡大防止対策事業(小学校)	R2	3,096	2,578	1,800	518
			新型コロナウイルス感染症のための学習指導員配置事業	R2	858		858	
		中学校費	スクール・サポート・スタッフ配置事業	R2	971		971	
			学校再開に伴う感染拡大防止対策・学習保障支援事業	R2	5,246	4,639	2,018	607
			感染拡大防止対策事業(中学校)	R2	1,101	912	651	189
		幼稚園費	感染拡大防止対策事業(一時預かり事業)	R2	1,486	1,486		
				R3	1,499	499	499	501
			感染拡大防止対策事業(市立幼稚園子育て支援事業)	R4	5,045	2,296	451	1,068
			感染拡大防止対策事業(幼稚園)	R2	5,998	5,982		16
			感染拡大防止対策事業(市立幼稚園)	R3	2,407	2,407	1,214	
			公立幼稚園感染拡大防止対策事業	R4	2,498	2,498	1,252	
			新型コロナウイルス感染症包括支援事業	R2	1,523		1,523	

(第3章第14節 感染症の対応に関する経費)

①感染拡大防止対策									
	社会教育費	放課後児童クラブ事業	R2	55,393	30,080	10,092	22,157		3,156
		感染拡大防止対策事業(放課後児童健全育成事業)	R3	6,890	2,288		2,288		2,314
		感染拡大防止対策事業(青少年保護対策事業)	R4	3,696	2,230	330	1,230		236
		感染拡大防止対策事業(市民センター)	R2	781	157	69	201		423
			R3	914	876	420			38
		感染拡大防止対策事業(図書館)	R3	1,553	1,553	1,553			
		トイレ自動ドア設置事業(図書館)	R4	779	778	778			1
		感染症対策備品購入事業(図書館)	R4	1,383	1,383	1,383			
	保健体育費	感染拡大防止対策事業(市立小中学校)	R3	17,625	16,896	8,083			729

②生活支援			R2	9,861,565	9,837,852	31,780	537	23,176
			R3	1,840,406	1,808,106		1,480	30,820
			R4	638,164	633,248	7,038	1,968	2,948
			計	12,340,135	12,279,206	38,818	3,985	0
総務費	総務管理費	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	R2	202	202			
		子育て世帯臨時特別給付金給付事業	R2	174	174			
		地域女性活躍推進事業	R4	3,938	1,966	1,966	1,968	4
		新型コロナ生活困窮者自立支援事業	R4	1,294	1,294			
民生費	社会福祉費	特別定額給付金事業(※1)	R2	9,606,954	9,606,954			
		生活困窮者自立支援法 住居確保給付金事業	R2	19,972	14,979			4,993
			R3	8,482	6,362			2,120
		新型コロナウイルス感染症対策支援事業(予算費目:障がい者福祉費)	R2	597	115	115		482
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業(※1)	R3	738,065	738,065			
			R4	467,493	467,493			
		新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業(※1)	R3	34,586	34,586			
		新型コロナ生活困窮者自立支援事業	R4	30,995	30,995			
		老人福祉費	介護が必要な高齢者に対するフォローアップ体制強化事業	R3	1,480		1,480	
	児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	R2	88,690	88,690			
		子育て世帯への臨時特別給付金支給事業(※2)	R3	948,926	920,226			28,700
		子育て世帯臨時特別給付金給付事業	R4	18,022	18,022			
		保育所等の臨時休園に伴う保育料の減免に係る支援事業	R2	2,488	1,414	537		537
		ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	R2	93,659	93,659			
		低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業(※1)	R3	69,348	69,348			
		子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業(※1)	R4	67,618	67,618			
		低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業(※1)	R3	39,519	39,519			
		子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業(※1)	R4	37,622	37,622			
		虐待防止のための情報共有システム構築事業	R4	2,200	2,200	1,100		
		衛生費	保健衛生費	妊婦臨時特別給付金事業	R2	9,315	6,650	6,650
疾病予防対策事業	R4			5,169	2,584	518		2,585
教育費	教育総務費	家計急変世帯への支援事業(芦屋市奨学金)	R2	168	131	131		37
		小学校費	家計急変世帯への支援事業(小学校就学援助費)	R2	221	157	157	
	中学校費	家計急変世帯への支援事業(中学校就学援助費)	R2	150	117	117		33
	保健体育費	新型コロナウイルス対策臨時特例見舞金事業(学校給食費)	R2	38,975	24,610	24,610		14,365
		学校給食支援事業	R4	3,813	3,454	3,454		359

(第3章第14節 感染症の対応に関する経費)

③事業者支援			R2	336,333	136,418	136,418		6,309	193,606
			R3	113,322	85,273	85,273			28,049
			R4	85,724	82,451	82,442	2,180		1,093
			計	535,379	304,142	304,133	2,180	6,309	222,748
総務費	総務管理費	指定管理支援支給事業(芦屋市民活動センター)	R2	234					234
		指定管理支援支給事業(地区集会所)	R2	2,728					2,728
		指定管理支援支給事業(潮芦屋交流センター)	R2	1,229					1,229
民生費	社会福祉費	障がい福祉サービス(障がい者)事業所等事業継続支援事業	R2	1,200				1,200	
		布マスク作製経費助成事業	R2	380	198	198			182
		濃厚接触者等に対する介護サービス等提供継続支援事業	R4	9	9				
	老人福祉費	介護サービス事業者事業継続支援事業	R2	4,200				4,200	
		濃厚接触者等に対する介護サービス提供継続支援事業	R2	9				9	
			R3	468	106	106			362
		濃厚接触者等に対する介護サービス等提供継続支援事業	R4	240	240	240			
		介護保険サービス事業所等に対する抗原検査キット等支給事業	R4	102	101	101			1
	児童福祉費	障がい福祉サービス(障がい児)事業所事業継続支援事業	R2	900				900	
		介護保険サービス事業所等に対する抗原検査キット等支給事業	R4	9	8	8			1
商工費	商工費	キャッシュレス決済ポイント事業	R2	110,157	32,699	32,699			77,458
			R4	82,093	82,093	82,093			
		芦屋市事業者支援緊急融資事業	R2	56,500					56,500
		休業要請事業者経営継続支援事業(県・市協調分)	R2	63,550	49,576	49,576			13,974
		休業要請事業者経営継続支援事業(市独自乗せ分)	R2	26,250	20,478	20,478			5,772
		個人事業主事業所賃料支援事業	R2	42,900	33,467	33,467			9,433
		新型コロナウイルス感染拡大防止協力金事業	R2	12,139					12,139
			R3	96,754	69,167	69,167			27,587
		芦屋市事業者一時支援金事業	R3	16,100	16,000	16,000			100
		芦屋市がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業	R4	3,271			2,180		1,091
土木費	道路橋梁費	指定管理支援支給事業(自転車駐車場)	R2	3,545					3,545
	公園緑地費	指定管理支援支給事業(総合公園)	R2	2,025					2,025
教育費	保健体育費	指定管理支援支給事業(芦屋公園テニスコート)	R2	1,219					1,219
		指定管理支援支給事業(体育館及び野外施設)	R2	3,153					3,153
		指定管理支援支給事業(朝日ヶ丘公園プール・海浜公園プール)	R2	4,015					4,015

(次頁に続く)

(第3章第14節 感染症の対応に関する経費)

④新しい生活様式			R2	463,307	390,947	135,483		33,700	38,660
			R3	135,287	124,238	82,419	2,569	3,000	5,480
			R4	92,303	74,197	52,243	1,707	6	16,393
			計	690,897	589,382	270,145	4,276	36,706	60,533
議会費	議会費	オンライン会議整備事業	R4	32	32	31			
総務費	総務管理費	タブレット端末整備事業	R2	870	678	678			192
		ICTを活用した貸館施設の効率的な管理	R3	12	12	12			
		ICTを活用した公共施設の実証実験事業	R4	47	47	47			
		自律的な業務改善組織への変革プロジェクト	R3	35	35	35			
		行政デジタル化事業	R4	584	583	583			1
		行政手続きオンライン化推進事業	R4	14,149	14,148	14,148			1
		地域少子化対策重点推進事業	R4	121	39	36	76	6	
		介護報酬改定等に伴うシステム改修事業	R4	836	836	279			
		オンライン会議整備事業	R4	631	631	628			
		ペーパーレス会議室整備事業	R4	104	104	103			
	徴税費	証明書自動交付機導入事業	R4	790	787	787			3
	戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付事業	R2	31,181	31,181				
			R3	38,936	38,936				
			R4	17,972	17,972				
		証明書自動交付機導入事業	R4	7,114	7,114	7,114			
民生費	社会福祉費	ICT機器等の整備	R3	299			224		75
		オンライン会議整備事業	R4	32	31	31			1
		権利擁護支援センターオンライン化推進事業	R4	301	76	76	225		
		生活自立困窮者自立支援の機能強化事業	R4	1,406			1,406		
衛生費	保健衛生費	健(検)診等WEB予約事業	R3	880	880	880			
			R4	880	880	880			
商工費	商工費	創業・経営継続・交流支援事業(ITツール作成動画配信事業)	R3	165	151	151			14
		創業・経営継続・交流支援事業(オンラインサロン)	R3	286	262	262			24
		創業・経営継続・交流支援事業(創業者向け動画配信事業)	R3	275	252	252			23
教育費	教育総務費	GIGAスクール構想関連事業(タブレット保管庫)	R2	8,483	6,617	6,617			1,866
		GIGAスクール構想関連事業(ネットワーク再構築)	R2	64,178	50,066	50,066			14,112
		GIGAスクール構想関連事業(学習者用タブレット)	R2	92,256	71,985	71,985			20,271
		GIGAスクール構想関連事業(GIGAスクールサポーター)	R3	2,413	2,298	1,092			115
		GIGAスクール構想関連事業(GIGA運営支援センター)	R3	3,300	1,100				2,200
		GIGAスクール構想関連事業(ICT支援員)	R3	4,574	4,197	4,197			377
		GIGAスクール構想関連事業(ネットワーク再構築)	R3	61,866	61,866	61,866			
		GIGAスクール構想関連事業(フィルタリングソフト等)	R3	11,380	10,463	10,463			917
		家庭でのオンライン学習等支援事業	R2	1,416	1,104	1,104			312
		学校再開に伴う学習保障支援事業(指導者用タブレット)	R2	4,248	3,314	3,314			934
		新型コロナウイルス感染症に係るオンライン授業環境拡充事業	R4	13,978	13,977	13,977			1
		公立学校情報機器整備事業	R2	192,365	191,847	1,719			518
			R4	19,800	3,417				16,383
		学校ICT環境整備事業	R3	3,497	3,209	3,209			288
	小学校費	小学校施設ICT整備事業	R2	57,504	28,752			28,300	452
		中学校施設ICT整備事業	R2	10,806	5,403			5,400	3
	社会教育費	放課後児童健全育成事業(ICT化推進事業)	R3	1,732	577		577		578
		電子図書館サービス事業	R3	5,637			1,768	3,000	869
		二十歳のつどい事業	R4	304	303	303			1
		電子図書館運営事業	R4	2,463	2,463	2,463			
		電子図書館の充実事業(コンテンツの追加購入)	R4	10,679	10,679	10,679			
		オンライン会議整備事業	R4	48	47	47			1
	保健体育費	オンライン会議整備事業	R4	32	31	31			1

(第3章第14節 感染症の対応に関する経費)

⑤ワクチン接種			R2	11,720	10,597				1,123
			R3	1,054,609	1,018,019		31,921	4,669	
			R4	596,942	532,930		2,244	383	61,385
			計	1,663,271	1,561,546	0	34,165	5,052	62,508
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	R2	11,720	10,597				1,123
			R3	1,054,609	1,018,019		31,921	4,669	
			R4	596,942	532,930		2,244	383	61,385
⑥その他			R2	730,450	561,831	561,831		11,411	157,208
			R3	5,754	3,694	3,694	1,737		323
			R4	75,000					75,000
			計	811,204	565,525	565,525	1,737	11,411	232,531
衛生費	市立病院整備費	市立芦屋病院事業助成費事業	R2	573,884	441,405	441,405		11,411	121,068
			R4	75,000					75,000
土木費	公共下水道費	公共下水道事業助成費(減免分)	R2	156,295	120,215	120,215			36,080
教育費	教育指導研究費	修学旅行支援事業	R2	271	211	211			60
複数科目で支出		オンライン会議整備事業	R3	541	505	505			36
		3R推進事業及び子ども・若者世代への消費者教育推進事業	R3	5,213	3,189	3,189	1,737		287
計(①～⑥)			R2	11,681,522	11,071,267	918,676	101,833	51,420	457,002
			R3	3,215,200	3,092,276	199,527	43,477	7,669	71,778
			R4	1,593,920	1,384,491	161,954	37,110	461	171,858
			計	16,490,642	15,548,034	1,280,157	182,420	59,550	700,638

(注) 令和4年度の地方創生臨時交付金事業については、原油価格・物価高騰対策事業を除いています。

※1 各予算科目で支出した職員手当等を含む

※2 全額国庫補助事業ですが、国庫補助金の一部が令和4年度に歳入されるため、令和3年度において一部財源が発生しています。

(2) ふるさと寄附金による対応

- 本市では、新型コロナウイルス感染症への対策に充てるため、皆さまから「ふるさと寄附」を募集し、頂いたご寄附を活用して各種対策を実施しました。

期間		寄附額	件数
令和2年度	令和2年5月7日～令和3年3月31日	17,720千円	602件
令和3年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日	2,540千円	124件
令和4年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日	9,129千円	268件

活用実績		
令和2年度	障がい福祉サービス事業所等への 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業支援に活用	2,100千円
	介護保険サービス事業所への 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業支援に活用	4,209千円
	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 市立芦屋病院事業助成費の一部に活用	11,411千円
令和5年度	感染症対策のための診察室改修のための 市立芦屋病院事業助成費に活用	11,669千円

2 今後の新たな感染症の流行への備え

【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 今後の新たな感染症の流行においても、その対策(に必要な経費)は、主に「①感染拡大防止対策」「②生活支援」「③事業者支援」「④感染対策を取り入れた日常生活の構築」「⑤ワクチン接種」「⑥その他」に大別されと考えられます。

そして、感染症の流行に対する対応策は、事態の収束の予測が困難な状況において、上記のように多岐に渡る分野に対して、必要な事業を着実に実施する必要があります。

そのため、広域的・画一的な事業は国又は県が役割を担い、より地域の実情を踏まえた事業は市が実施するよう、国、県、市の役割分担が適切に展開されることが重要です。

- 感染症の流行によって社会情勢は目まぐるしく変化し、求められる事業についてもその時点によって変化します。

このような状況において、1年間の変化を的確に予測して、当初予算に事業費を計上することは極めて困難です。したがって、適時に適切な事業を展開するためには、社会情勢の変化に合わせて迅速に補正予算を編成することが最善の手法となります。

また、感染症の発生直後や急激な流行の進行など、至急の対応を求められる状況においては、予備費の活用等が重要な手法となります。

- なお、上記の対策分野のうち、「①感染拡大防止対策」「④感染対策を取り入れた日常生活の構築」については、新型コロナウイルス感染症の流行において整備・構築した手法(例:オンラインによる対応)を持続可能なかたちで継承・活用し、今後の新たな感染症の流行に備えることが重要です。

また、「②生活支援」「③事業者支援」については、今後の新たな感染症の流行においても、臨時的な対策が必要となる可能性が想定される一方で、感染症の流行による影響の低減を図る観点から、暮らし・経済に関する平時からの取組^(第8節)を進めることも重要です。

